

官報

平成十七年四月八日

○第百六十二回 参議院會議録第十五号

平成十七年四月八日(金曜日)

午前十一時一分開議

○議事日程 第十五号

平成十七年四月八日

午前十時開議

- 第一 携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律案(衆議院提出)
- 第二 社会保険労務士法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第三 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律案(内閣提出)
- 第四 構造改革特別区域法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

- 一、刑法等の一部を改正する法律案(趣旨説明)
 - 一、民間事業者の能力を活用した市街地の整備を推進するための都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案(趣旨説明)
- 以下 議事日程のとおり

○議長(扇千景君) これより会議を開きます。

この際 日程に追加して、
刑法等の一部を改正する法律案について、提出者の趣旨説明を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

平成十七年四月八日 参議院會議録第十五号

○議長(扇千景君) 御異議ないと認めます。南野法務大臣。

(「国務大臣南野知恵子君登壇、拍手」)

○国務大臣(南野知恵子君) 刑法等の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明いたします。

人身の自由を侵害する行為の典型であります人身取引については、国連において、国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人(特に女性及び児童)の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書、いわゆる人身取引議定書が採択されていますが、近年、我が国でも、人身取引とこれに関連する反社会的行為が発生していることがうかがわれます。

政府としても、人身取引が重大な人権侵害であるとの認識の下、その防止・撲滅と被害者保護に向けた総合的な対策を進めており、平成十六年十二月には同議定書を早期締結すべきことも盛り込んだ人身取引対策行動計画を策定しております。加えて、人身の自由を侵害する行為としては、長期間の監禁事案や悪質な幼児略取誘拐事案、国境を越えた略取誘拐事案など、現行の罰則では適正な処罰が困難な事案も見られます。

また、同様に国連で採択された国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する陸路、海路及び空路により移民を密入国させることの防止に関する議定書、いわゆる密入国議定書は、他人を不法入国させることを可能にする目的で行う不正な旅行証明書の製造等の犯罪化等について規定しており、我が国においてもこれに沿った国内

議事日程追加の件 刑法等の一部を改正する法律案(趣旨説明)

法を整備する必要があります。

なお、政府は、平成十六年十二月、テロの未然防止に関する行動計画を策定しましたが、その中でも、テロリストを入国させないための対策の強化が求められているところです。

この法律案は、両議定書の締結に伴い、また近年における人身取引その他の人身の自由を侵害する犯罪の実情等にかんがみ、刑法、出入国管理及び難民認定法等を改正し、所要の法整備を行うものとするものです。

この法律案の要点を申し上げます。

第一は、刑法を改正して、人身取引議定書の締結に伴い必要となる罰則の新設等を行うものであります。すなわち、同議定書が定める人身取引の処罰を可能とするため、人身売買の罪を新設するほか、臓器摘出目的を含む生命若しくは身体に対する加害の目的で行う略取等や、被略取者引渡し等の行為の処罰規定を整備することとしています。また、国外移送目的略取等の罪の構成要件を日本国外移送から所在国外移送に拡大するほか、逮捕及び監禁の罪並びに未成年者略取及び誘拐の罪の法定刑を引き上げることとしています。

第二は、出入国管理及び難民認定法を改正して、人身取引議定書及び密入国議定書の締結並びにテロリストの入国防止のための規定の整備を行うものであります。

まず、人身取引された者の保護に関し、これらの者につき、一部の上陸拒否及び退去強制の対象から除くとともに、上陸特別許可及び在留特別許可の対象となることを明示し、他方、人身取引の加害者につき、新たに上陸拒否及び退去強制事由を設けることとしています。また、不法入国等を容易にする目的で行う旅券等不正受交付等の罪を新設するほか、船舶等の運送業者に対する外国人の旅券等の確認義務や、外国入国管理当局に対する情報提供に係る規定の整備を行うこととしています。

第三は、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規

制等に関する法律を改正して、今回新設する罪等を犯罪収益等の前提犯罪とするものであります。その他所要の規定の整備を行うこととしております。

以上がこの法律案の趣旨であります。(拍手)

○議長(扇千景君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。発言を許します。林久美子君。

(「林久美子君登壇、拍手」)

○林久美子君 林久美子、民主党・新緑風会を代表いたしました。ただいま議題となりました刑法等の一部を改正する法律案について、各大臣に質問をさせていただきます。

まず冒頭、私は、政治の役割というのは声なき声に耳を傾け、人々の悩みや苦しみを我が事として真正面から受け止め、一つ一つ丁寧に解決していくことであると考えています。そうした思いで本日は質問をさせていただきます。

人身取引は重大な犯罪であり、被害者、とりわけ女性や児童に対して肉体的、精神的に苦痛を与え、その損害を回復することは難しく、著しい人権侵害でございます。

グローバル化の進展の中で国際的な人身取引の被害者が増加しており、今や人身取引は、国際的犯罪組織にとって最も利益の上がるビジネスとなつてしまいました。世界では、毎年およそ六十万から八十万人が人身取引の対象となつておりと推定されています。これは、日本国民の一人として恥ずかしく、また女性の一人として痛みを覚えずにはいられません。

さらに我が国は、アメリカ国務省が昨年六月に発表した人身売買年次報告書において、人身取引への対策が不十分であるとして、我が国は監視対象国という大変に厳しい評価を受けました。主要八か国の中で監視対象国とされたのは日本とロシアだけでした。

我が国日本は、主に東南アジア、南米、東欧か

らの女性の受入れ国となっておりますが、政府は、昨年四月によく重い腰を上げ、人身取引対策に関する関係省庁連絡会議を設置し、人身取引に関する行動計画を昨年十二月に策定をいたしました。

外国から名指しで批判されるまで実効性のある人身取引対策を取らずに事態を放置してきたことは、余りにも人権感覚に乏しく、我が国の良識を疑われることになりかねません。政府の「無責任の責任」は大変に重いと考えます。政府の責任をどのように考えているのか、なぜもっと早く対策を講じなかったのか、官房長官にお伺いいたします。

国連関係者の推定によれば、日本国内における人身取引の被害者の数は二万五千人にも上ると言われています。人身取引は現代にふみかえった奴隷制度であり、早急な対策が必要です。

政府は、人身取引の実態や被害状況についてどのように認識、把握していらっしゃるのか、具体的にこの一年間の被害実態の調査結果をお伺いいたします。また、NGOなどと連携をしながら調査を実施する予定はあるのかどうか、併せて法務大臣にお伺いいたします。

次に、人身取引に関する罪の新設についてお伺いいたします。

これまで我が国においては、人身取引によって不当な利益を得ている加害者の多くは処罰すらされず、現実には人身取引の被害者だけが不法滞在や不法就労として逮捕され、勾留され、犯罪者として強制送還されてきました。

人身取引に関する刑罰法規としては、これまで刑法の営利目的等略取及び誘拐罪や売春防止法違反、そして出入国管理及び難民認定法の不法就労助長罪などがございましたが、警察庁の人身取引事犯の検挙状況によりますと、平成十六年一年間における検挙件数は七十九件、検挙人員は五十八人で、このうちブローカーの検挙人員は二十三人となっております。ブローカーの検挙人員は余り

も少ないと言わざるを得ません。

このため、今回の改正では、人身買受け罪と人身売渡し罪を新設をいたしまして、これらの行為を処罰の対象としています。これにより、人身取引事犯の検挙件数、犯罪集団の摘発がどの程度増やせると考えているのか、犯罪予防効果があるのか、法務大臣に見解を伺います。また、今後、捜査体制をどのように拡充するおつもりなのか、国家公安委員長にお伺いいたします。

次に、入管法の改正に関連して伺います。

今回の改正によって、入管業務、難民認定業務の遂行に資する情報を外国の当局に提供できる規定が追加されます。人身取引対策や密入国・テロ対策の上で、諸外国との情報交換はもちろん必要です。しかし、難民申請者の情報については、難民申請者及び関係者の安全確保のために慎重な取扱いが必要です。

法務省は、我が国に難民申請したトルコ国籍を持つクルド人の難民不認定訴訟に関連して、トルコ当局に申請者の情報を提供し、協力を得て現地調査を行った結果、国へ退去強制処分となった本人を含め、その家族をも危険な状況にさらしたとして批判を受けています。

難民認定業務上の外国政府への情報提供については、どのような指針に基づいて運用をしていくのか、法務大臣にお伺いいたします。

そして、最大の問題点、被害者保護の在り方についてお伺いをいたします。

今回の改正については、全体として国際的組織犯罪防止条約を補足する人身取引議定書における被害者処罰にとどまっておらず、被害者を保護するという視点が不十分で、被害者軽視であると言わざるを得ません。

さらに、人身取引が組織的に行われている以上、その構図を明らかにし、積極的に犯罪の防止に取り組んでいかなければ人身取引を根絶することはできません。つまり、被害者が、自分はこのように経緯で日本に入国してきたのか、自分が

どのような立場、境遇に置かれていたのかというようなことを我が国の当局に安心して訴えることができなかったらならないということです。犯罪を摘発するという観点からも、そのような環境を整備する必要があるのではないのでしょうか。

今回の法改正で被害者保護の措置が十分であるのか、法務大臣にお伺いいたします。また、被害者の協力が十分に犯罪捜査に生かされるのか、国家公安委員長にお伺いいたします。

そもそも、政府の行動計画は、各省庁の裁量にゆだねている部分が多く、実効性のあるものとは到底考えられません。計画では、被害者保護がうたわれ、医師の診察、カウンセラーの派遣等を検討するともされておりますが、だれがどこに派遣をするのか、費用負担はどうするのかはあいまいなままで、明確な医療費の保障はされていません。心と体に深い傷を負っている被害者にとって、安心して医療を受けられずして、一体何が被害者保護なのでしょう。

さらに、人身取引被害者保護のために各都道府県に設置されている婦人相談所等の活用を図るとも記されておりますが、ドメスティック・バイオレンスの被害者支援などに追われている中で、婦人相談所において十分な対応ができる余裕などないというのが現状です。

私の地元滋賀県でも、婦人相談所で相談員の方が昼夜を問わずに懸命に被害者保護に当たっていらっしゃると思います。しかし、増加するドメスティック・バイオレンスの被害者保護を行っている現状の中で人身取引の被害者に対してもきめ細かな対応ができるかという点、言語の問題や生活習慣、安全の確保、そして人員などを考えたとき、極めて困難であるという声も聞かれました。さらに、NGOなどからは、予算措置が伴わなければ婦人相談所は単なる警察用ホテルになっってしまうとの指摘や、余りにも実態を知らなさ過ぎるという嘆きも聞かれます。

こうした現場の状況を無視して負担を丸投げする、そういうおつもりなのでしょうか。それで本当に被害者が救われ、人権が守られると考えていらっしゃるのでしょうか。

婦人相談所の現状をどのように認識していらっしゃるのか、また機能強化が必要であると考えますが、いかがでしょうか。あわせて、今後、予算措置も含む被害者保護の体制整備について政府はどのように対応するおつもりなのか、官房長官及び厚生労働大臣に見解をお伺いいたします。

私たち民主党は、現地、現場の声に耳を傾け、被害者の気持ちに寄り添ったとき、今回の刑法や入管法、あるいは風営法の個別法の改正にとどまらず、被害者の保護や支援について責任を持って取り組める体制の整備、財政支援などを明記した法律の制定が必要であると考えています。そして、今、人身取引をめぐる国際的な動向を踏まえつつ、被害者の視点に立ち、被害者保護が法律の中に明確に位置付けられ、救済、支援を柱とした包括的な法律の策定への取組を進めております。

先ほど申し上げました婦人相談所などの現状を踏まえ、民主党は、人身取引の被害者保護を目的とした人身取引被害者保護センターという専門的な施設が必要であると考えています。多様な言語に対応できる通訳者の配置を始め、医療やカウンセリング体制の充実が必要です。被害者が精神的にも深い傷を負っていること、安全で信頼できる環境が必要なこと、被害者の母国語や文化、生活習慣を理解するスタッフが必要であることをかんがみても、民主党が考える専門的な職員を中心として構成された保護施設の設置の実現が強く求められます。

また、被害者にとって身近な地方公共団体については、人身取引を防止するのとともに、人身取引被害者の適切な保護を図る責務を負い、明確にその役割の重要性を盛り込むべきであると考えています。

こうした民主党の提案について、官房長官はどのような見解をお持ちであるのか、お伺いをいたします。

被害者の保護や支援は、本来国の責任で行われるものと考えますが、国と関係機関や民間団体との連携、協力体制の整備も不可欠です。これまで人身取引の撲滅や被害者の保護を中心に行ってきたNGOや民間団体の知識や経験を十分に生かしつつ、被害者の保護や支援は行われるべきです。民主党は、こうしたNGOや民間の団体に対して、国や地方公共団体が財政上の措置を含め、情報提供や必要な援助を行うよう努めるべきであると考えますが、官房長官と法務大臣の見解をお伺いいたします。

我が国における人身取引の問題は、社会的認識が薄く、自分には関係のない外国人の問題であるという日本人の意識の在り方とも向き合わなくてはなりません。しかしながら、今改めて我が国に暮らすすべての人々、この世界に生きるあらゆる人々の人権を尊重するのが二十一世紀の国際社会の使命であると考えます。犯罪の撲滅、被害者の保護や支援のために、私たち一人一人の心に問い掛けながら、声なき声を上げ苦しんでいる人々を救うため、被害者保護の視点の重要性をお訴え申し上げ、私の質問とさせていただきます。(拍手)

(国務大臣南野知恵子君登壇、拍手)
○国務大臣(南野知恵子君) 林久美子議員にお答え申し上げます。

まず、人身取引の実態の認識、被害状況の把握についてお尋ねがございました。人身取引は重大な人権侵害であり、十分な対策が必要であると強く認識いたしております。法務省といたしましては、昨年六月から、地方入国管理官署において人身取引の被害者として扱った事案を入国管理局に報告させ、被害実態の大まかな把握には努めておりましたところ、昨年十二月に人身取引対策行動計画が策定されたことを受けまして、本年一月には、人身取引の定義等を明確にした上で、全国の地方入国管理官署における取扱いを徹底し、正確な実態が把握し得るようにした

結果、一月以降の被害者は、タイ人、コロンビア人及びフィリピン人など十三人となっております。

御指摘のとおり、被害者の実態を把握するためには、実際にそうした被害者を支援しているNGOなどと連携することも有効であると考えておりますので、今後、具体的な連携の方法について検討してまいりたいと思っております。

次に、人身売買罪の新設による犯罪の摘発、予防効果等についてのお尋ねがございました。

我が国の刑罰法規の基本法である刑法に人身売買罪を設けることにより、国民の規範意識を喚起し、人身取引に対する抑止効果を高める意義は大きいと考えております。その効果を具体的な数字で述べるのは困難ではありますが、この法律案では、人身売買罪のほか、人身取引に関連する一連の行為を処罰の対象としており、捜査機関においても、人身取引事犯に対しては、これら新しい罰則を積極的に適用して、その取締りの一層の強化に努めるものと承知しており、人身取引の防止や撲滅に資するものと強く期待しております。

次に、難民認定業務における情報の外国政府への提供についてのお尋ねがございました。

今回の改正で新設することとしている外国入国管理当局に対する情報提供の規定は、我が国の入国管理当局が外国入国管理当局へ情報提供を行う際の基本的な手続、範囲等を明確にすることとしたものであります。この規定を新設しても、入国管理当局が保有するあらゆる情報を外国入国管理当局に提供できるようになるわけではなく、当然、他の法令等により、又は性質上提供できない情報も存在します。

これまでも、法務省は、難民認定申請者に係る情報については、相手国の国情を踏まえ、申請者のプライバシーの保護及び新たな迫害の誘発のおそれなどについて十分配慮してきております。今後ともこれに十分配慮しつつ、適切に運用してまいりたいと考えております。

次に、被害者保護の措置についてのお尋ねがございました。

今回の改正において、人身取引等の定義規定が置かれることにより、被害者の認定がより客観的かつ迅速に行われるものと考えられます。また、人身取引等により他人の支配下に置かれたために不法滞在状態に陥った者であっても、在留特別許可により保護の対象となり得ることを法律上明記することなどにより、これまで被害の申告をためらっていた被害者が安心して入国管理局等に出頭して被害の申告ができるようになると考えられます。

その結果、被害者の保護を積極的に進めることが可能になるものと期待されます。

以上のとおり、今回の改正は被害者の保護のために有効なものであり、実際の運用においても、人身取引等の被害者の保護に努めてまいりたいと考えております。

最後に、国とNGOや民間団体との連携についてのお尋ねがございました。

法務省におきましては、人身取引事案について、国際移住機関やNGOなどと緊密に連携を取り、例えばNGOから通報を受けた場合には、帰国を希望する被害者に在留特別許可を与えるとともに、NGOの運営するシェルターに保護を求めたり帰国支援に当たったりするなどの取扱いを行っております。今後とも、こうした事案に関しては各方面の方々と積極的かつ緊密な連携に努めてまいりたいと考えております。(拍手)

(国務大臣細田博之君登壇、拍手)
○国務大臣(細田博之君) 林議員にお答えいたします。

人身取引対策の遅れについての政府の責任についてお尋ねがございました。人身取引は重大な人権侵害かつ国際組織犯罪であり、早急な取組が必要であります。議員が御指摘のように、これは絶対的な悪事であり、絶対に許されてはならないことであり、また、被害女性

を救済しなければならぬ事柄であると承知しております。

我が国は平成十四年に人身取引議定書を署名し、その早期締結のための検討を進め、御指摘の人身取引対策関係省庁連絡会議において早急に対策を取りまとめるよう指示を行い、人身取引対策行動計画を作成したわけでございます。これまでもそういう努力を積み重ねて、また、今回、法改正をお願いしておるわけでございますけれども、私自身先頭に立ちまして、人身取引による被害者を救済し、諸外国からの批判を受けることのないよう最大限の努力を継続してまいります。

次に、被害者保護の体制整備についてのお尋ねがありました。

人身取引被害者の保護は、人身取引対策の一つの大きな柱であると認識しております。昨年十二月の行動計画でも、婦人相談所のシェルターとしての活用、民間シェルター等への一時保護委託の実施を位置付けたところであります。

婦人相談所の体制整備につきましてはこれまで進めてきたところでありますけれども、今後とも人身取引問題という新しい課題にしっかりと対応するため、専門研修の実施、通訳の適時適切な配置等によりまして、被害者の保護、支援体制の強化を図ることとしております。

さらに、平成十七年度予算におきましては、新たに人身取引被害者につきまして民間シェルター等への一時保護委託制度を開始することとしたところであります。今後とも被害者保護の体制整備に努めてまいりたいと存じます。

次に、民主党の御提案、人身取引対策のための法律についての見解についてお尋ねがありました。

政府といたしましては、昨年十二月に人身取引の防止・撲滅と被害者の保護を含む総合的、包括的な人身取引対策行動計画を策定いたしました。その一環として刑法等の改正案を御審議いただいているわけですが、そのほか被害者保護

のための必要な予算措置も講じております。まずは、行動計画に掲げる施策の着実な実施が重要であり、それによりましてかなり効果が上がるものとは考えております。

しかしながら、与党、野党もいろいろなお考えがあるとも承っております。このような政府の実施状況等を踏まえまして、今後、検証、検討を重ねまして、そしてこの問題の重要性につきまして国民の皆様様に認識を深めていただき、通報とか保護とかいろいろな輪を広げていくということが何よりも大切であると思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、NGOや民間団体に対する情報の提供や援助についてのお尋ねがありました。

人身取引被害者に対して適切な支援を行うためには、これまで人身取引被害者の保護を中心に行ってきたNGOや民間団体の連携協力を図ることが重要であることから、昨年末の行動計画の策定過程におきましてもNGOや民間団体の御意見を伺ってきたところであります。

政府としては、婦人相談所に対し民間シェルター等の関係民間団体との連携協力に努めるよう求めるとともに、各都道府県において民間シェルターの職員等も対象にした研修会、関係機関間の連携を強化するためのネットワークの整備を通じて、民間団体とノウハウの共有化を図っていくよう支援してまいりたいと考えております。

さらに、平成十七年度予算におきましては新たに人身取引被害者の民間シェルター等への一時保護委託の経費を計上したところであります。これらの手段を活用して民間団体に対し必要な支援を行ってまいります。

民間団体も非常に、このDVの問題も従来からでございますが、この人身取引について非常に検討され、いろいろな対策を講じようという動きが高まっておりますので、政府としてもよく連携を取りながら一日も早くこのような事態が解消できようよう努力してまいります。(拍手)

(国務大臣村田吉隆君登壇、拍手)

○国務大臣(村田吉隆君) 人身取引罪の新設に伴う警察の捜査体制についての御質問がございました。

人身取引事犯は、被害者の心身に著しい苦痛をもたらす深刻な人権侵害行為であると認識をしております。

このため、今国会に提出した風営法の一部改正案でも、人身売買の罪等を風俗営業の許可の欠格事由とする規定、接待飲食等営業を営む者等に接客従業者の就労資格の確証義務を課す規定を新設したところでございます。

警察では、刑法及び風営法等の改正案の成立後は、これらの改正法も含め、関係法令を的確に運用して、ブローカー等に重点を置いた取締りを推進するものと承知しております。人身取引事犯の捜査体制についても、その充実強化に配慮するよう警察を指導督促してまいりたいと考えております。

また、人身取引事犯被害者の協力の捜査への活用に関する御質問をいただきました。

被害者の協力を得ることは、悪質な雇用者やブローカーの刑事責任を追及する上で極めて重要であると認識をしております。

ところで、被害者である外国人女性は、ブローカー等から、警察に保護を求めれば母国に残した家族に危害を加えると脅かされるなどしており、警察に正しく被害を申告をしない者が多いと承知をしております。そこで、事情聴取に当たっては、できる限り女性職員や被害者の母国語を理解する職員を充てるなど、被害者が安心して被害を申告できるよう警察を指導してまいりたいと考えております。

なお、警察では、外国人女性に被害者であることとを名のり出るよう呼び掛けるリーフレットを百部作成して広く配布することとしているわけでございます。

以上であります。(拍手)

(国務大臣尾辻秀久君登壇、拍手)

○国務大臣(尾辻秀久君) 婦人相談所の現状、被害者保護の体制整備についてのお尋ねでございます。

婦人相談所の体制につきましては、近年、DV被害者への対応等、御指摘いただきましたように業務が増え続けておりますことから、ここ数年、婦人相談員の増員、一時保護の予算の増額などを図りますとともに、心理療法担当職員の一時保護所への配置や外国人対応のための通訳費の計上など、鋭意体制整備を進めておるところでございます。

こうした中で、人身取引被害者の保護につきましても、平成十六年度において婦人相談所への保護を希望された被害者の方は全員保護がなされておるところでございます。

また、被害者が医療を必要とする場合には、婦人相談所に置かれた医師の診療に加えて、状況に応じて無料低額診療事業を行う医療機関を始めとする周辺の病院など利用可能な諸制度等について情報提供を行うなどにより、必要となる医療の確保に努めておるところでございます。(拍手)

○議長(扇千景君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(扇千景君) この際、日程に追加して、民間事業者の能力を活用した市街地の整備を推進するための都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案について、提出者の趣旨説明を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(扇千景君) 御異議ないと認めます。北側国土交通大臣。

(国務大臣北側一雄君登壇、拍手)

○国務大臣(北側一雄君) 民間事業者の能力を活用した市街地の整備を推進するための都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

「稚内から石垣まで」を合い言葉に国を挙げて取り組んでおります全国都市再生につきましては、平成十六年度に創設したまちづくり交付金制度などを活用し、全国の各都市でその自主性を生かした取組が進められているところでございます。

こうした取組を一層推進していくためには、市町村の創意工夫を生かした都市再生と連携して行われる民間プロジェクトを促進することが効果的であり、民間事業者がノウハウや資金を活用して市街地整備を強力に推進することができるよう適切な措置を講じていくことが必要です。

この法律案は、このような必要性を踏まえて提案することとした次第でございます。

次に、この法律案の概要について御説明申し上げます。

第一に、都市再生整備計画に記載された事業と一体的に施行される、都市再生に資する民間都市開発事業の立ち上げを支援するため、当該事業を行う民間事業者に対して、民間都市開発推進機構が当該事業の施行に要する費用の一部を出資等により支援する制度を創設することとしております。

第二に、宅地の所有者等が議決権の過半数を保有する株式会社又は有限会社を区画整理会社として土地区画整理事業の施行者に追加するとともに、土地区画整理組合及び市街地再開発組合について、組合員からの決算関係書類の閲覧、謄写の請求権を規定するなど組合運営の適正化を図ることとしております。

第三に、市街地整備のための資金調達を円滑化するため、土地区画整理事業を施行する区画整理会社に対する都市開発資金の無利子貸付制度を創設することとしております。

その他、これらに関連いたしましたので、所要の規定の整備を行うこととしております。

以上が民間事業者の能力を活用した市街地の整備を推進するための都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案の趣旨でございます。(拍手)

○議長(扇千景君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。発言を許します。芝博一君。

〔芝博一君登壇、拍手〕

○芝博一君 皆さん、おはようございます。私は、民主党・新緑風会の芝博一です。

さて、国会の周辺は今正に桜の花が満開の中、さきに質問に立たれました同僚の林久美子議員と美女と野獣コンビで、私からは、たがいま議題となりました民間事業者の能力を活用した市街地の整備を推進するための都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案につきまして、北側国土交通大臣に質問させていただきます。

私の地元三重県では、日本人の旅の原点とも言われるお伊勢参りの地であるとともに、伊勢志摩国立公園を始めとする豊かな自然環境と美しい景観に恵まれた地域であり、また、イセエビや松阪牛などの三重ブランドに代表される数多くの優れた特産を有していますが、現在、この優れた地域資源を生かすべく、観光による地域の再生に取り組んでいるところであります。しかし、再生という言葉からもお分かりのように、三大都市圏以外の他の地方都市と同様に、地域経済の実情は誠に厳しいものがあります。

今回の法案提出理由は、地方における民間プロジェクトへの民間資金誘導のための金融支援の創設等、特に地方都市を中心とした全国都市再生の一層の充実を図ろうとするものと理解しており、地方都市の再生を願う我が民主党は、基本的に本法案に賛成であります。委員会審査に先立ち、今後の地方都市再生に向けた施策の在り方について、その基本的な事柄を中心に、順次、質問をさせていただきます。

まず第一に、地方都市の衰退理由の分析についてであります。

以前の地方都市は、駅を中心とした市街地に人が集まり、相応のにぎわいがありました。しかし、現在は中心市街地でシャッターを下ろしたまま

の商店が目立ち、いわゆる銀座通りからシャッター通りに変貌して、中心市街地に立地しているデパート等の大規模商業施設も撤退が続くなど、まちなかの空洞化に拍車がかかっており、瀕死の状態にあると言っても過言ではないでしょう。その原因には、モータリゼーションの進展、住宅地や商業施設、公共施設の郊外への立地、移転等、様々な理由が考えられるところです。

そこで、まず、なぜこれほどまでに地方における中心市街地が空洞化してしまったのか、国土交通省として必要な分析を行っているものと思いますので、御説明ください。

第二に、地方都市におけるこれまでの公共投資の妥当性についてお尋ねをいたします。

都市機能の郊外移転が中心市街地の空洞化の一因であることに議論の余地はありません。が、しかし逆説的にとらえるならば、中心市街地が商業施設や業務施設に特化したことにより、その土地で生活を行うには適しない環境が中心市街地で形成されてきたということではないでしょうか。本来、都市というものは、複数の機能が存在するとともに様々な職業の人たちがその土地で暮らすことによって成り立つものと考えます。しかし、現在では商店街の人々も住宅は郊外へとシフトしているような状況下において、このままでは中心市街地の再生もままなりません。

バイパス等の整備が推進され郊外化が進展する一方で、これまでの中心市街地への公共投資が果たして妥当なものであったのでしょうか、大臣の見解をお伺いいたします。

第三に、まちづくり交付金の在り方についてお尋ねをいたします。

地域の歴史や文化、自然環境の特性を生かした個性あふれるまちづくりを実施し、全国の都市再生を効率的に推進することを目的として平成十六年に創設されたまちづくり交付金は、現在、三百五十五の地区の事業に対して交付されており、それぞれ政策目標の実現に向けて熱心な取組が行

われています。私は、地方の自主性や裁量性の高い本制度の創設を歓迎するとともに、二年目を迎えて、地方の意欲に即した制度の拡充や改善が行われてしかるべきだと考えています。

そこで、この一年を振り返り、まちづくり交付金の執行状況を伺うとともに、現状をどのように評価されているのか、その見解をお聞かせください。

第四に、民間都市開発推進機構による業務特例についてお尋ねいたします。

民間都市開発推進機構は、公共施設等の整備に伴う優良な民間都市開発事業に対して、従来から金融支援を通じてその立ち上げ支援を行ってきた。今回の法改正には業務の特例として民間都市開発事業を施行する事業者に対する出資等の支援制度が盛り込まれており、その意義を認めるところであります。しかし、三大都市圏とは異なり民間の活力が必ずしも十分とは言えない地方都市での民間都市開発事業は、民間の開発意欲が旺盛な大都市のプロジェクトに比べて、地域経済の大きさに見合った規模のものとなり、結果、所有資金量は全体としては少なく済むものの、地域経済や地価動向等のいわゆる地方リスクが存在しております。今回創設される出資等によるエクイティー支援は、公共施設等の整備に要する費用の額の範囲内に限るとされています。

民間活力が必ずしも十分でない地方都市等においては、公共施設等の整備を負担してまで事業を行う民間事業者は極めて限定的になるのではないかと懸念もある中で、今後は実態を見ながら出資等の額に関する規定を緩和するなど、より効果的な施策が展開される可能性があるのでしょうか、その見解をお聞かせください。

第五に、土地区画整理事業の現状等についてお尋ねいたします。

土地区画整理事業は、これまで戦災復興事業や高度経済成長期における新市街地の整備に著しい成果を上げてきました。しかし、時代の変化ととも

に都市政策の重点は既成市街地の再構築へと移行し、土地区画整理事業により密集市街地の解消や土地の集約化等による都市機能の更新を図ることなどが求められてきております。しかしながら、多くの人々が生活を営んでいる既成市街地にこれまでの事業をそのまま適用した場合には、移転戸数の増加による事業費の拡大や事業期間の長期化、多様な権利関係の存在による合意形成の難航等、様々な問題を抱えているのも事実です。

また、土地区画整理事業は、都市基盤施設の整備と良好な住宅や宅地の提供に大きな功績を有しておりますが、事業目的や仕組み、手続等が複雑であることから、さらにバブル経済の崩壊に伴って事業構造が一変する中、地価の値上がり前提としていた土地区画整理事業の推進は大変厳しい状況となつてきております。

土地区画整理事業の多くは組合と公共団体によって施行されておりますが、近年、相当数の組合方式の事業の推進が滞つてきております。その理由は今述べたところでありますが、今後の土地区画整理事業の在り方はどのように変化するのでありましようか。また、組合方式は時代にそぐわないものになってしまったのでしょうか。はたまた、今回の法改正によって創設される区画整理会社方式による事業は今後どのように進展するのでしょうか。さらに、この区画整理会社方式に適した事業とはどのようなケースが考えられるのでしょうか、御説明ください。

第六に、区画整理会社の公共性の担保についてお尋ねします。

我が国の現下の課題である地方都市の再生を実現するためには、中心市街地の活性化など各都市の課題を解決するための重要な手法となっている土地区画整理事業の活用が求められていることは言うまでもなく、しかも、その手法にあつては、民間のノウハウや資金等を活用していくこと、すなわち、今回の改正により創設される会社形態による施行者の導入は時代の要請でもあると認識をしております。

平成十七年四月八日 参議院会議録第十五号

民間事業者の能力を活用した市街地の整備を推進するための都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案(趣旨説明)

その一方で、土地区画整理事業にあつては、国民の権利を制約し、強制的に権利の変動を行うという性格を持ち合わせていることから、地権者の合意を重視した事業となつていますが、その合意形成が事業展開を長引かせていることの要因であることは先ほど触れたとおりであります。が、このことは、まちづくりに住民の声がいかに大切であるかという点の証左でもあります。

そこで、区画整理公社が施行を行う場合、土地区画整理組合と同等の権利保護が図られてしかるべきだと認識しておりますが、区画整理公社の施行事業においてはどのように事業の公共性、事業実施の公正性・公平性を担保する施策を講じているのか、御説明をお願いいたします。

第七に、今回の法改正で、なぜこの時期に区画整理公社の制度が創設されたのかという点であります。

平成十四年の第五十四回通常国会で可決成立をした都市再生特別措置法に合わせた改正された都市再開発法により、市街地再開発事業については会社組織である再開発公社が事業を施行できるようにいたしました。そこで、まず、再開発公社施行の市街地再開発の施行状況とその評価について簡単に触れたいのと同時に、今回なぜこの時期に区画整理公社を施行者に追加することになったのでしょうか。もう少し早い時期に法改正を行うことが可能ではなかったのでしょうか。法改正の時期の妥当性について伺いをいたします。

都市再生特別措置法の附則には、施行後十年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて措置を講ずるものと定められております。このことは、時間と場所を限定し、思い切った施策の展開を図ることで都市を再生しようとする趣旨であると考えます。また、法律制定当初においては、三大都市圏を中心とした再開発の実施による緊急経済対策の性格が強く表れておりました。しかし、その後は全国の都市を再生すべく、その対象の拡大を図ってきたところ

であります。

このことから分かるとおり、都市再生は大都市の再生と地方都市の再生という二つのアプローチを同時並行的に行う国家的プロジェクトでもあります。

また、緊急性という意味では、地方都市の再生は大都市のそれとは事業の性質が異なりますが、むしろ空洞化にあえぐ地方都市こそ緊急性を持った対策が必要ではないかと考えています。

私は、その土地で生まれ育ったことが将来的なハナデイとならないよう必要な措置を講じることが、まさしく政治の責任であると考えています。

○議長(扇千景君) 時間ですから、まとめてください。

○芝博一君(統) 最後に、北側大臣の地方都市の再生に懸けるその決意を伺って、私の質問を終わらせていただきます。(拍手)

(国務大臣北側一雄君登壇、拍手)

○国務大臣(北側一雄君) 参議員にお答えをいたします。

八問御質問をちようだいいたしました。

地方都市の中心市街地の空洞化の原因分析が第一問でございます。

地方都市の中心市街地の空洞化の原因につきましては、都市ごとに様々であると思われませんが、住宅の郊外への立地が進んだことに加え、市役所、病院等の公共施設が手狭になったことなどにより郊外へ移転し、中心部の空洞化が進んだこと、また、車社会が進展する中で、郊外の大規模店舗を利用する消費者が増える一方、中心市街地の商業が消費者ニーズに十分対応できなくなり、中心商店街の空洞化が進んだこと、さらに、中心市街地における土地の細分化や複雑な権利関係に加え、中心市街地の土地所有者等の高齢化が進んでおり、土地の効率的な利用が必ずしもなされていないことなどがあると思われまします。

現在、専門家の方々にも入っていただきましてアドバイザリー会議を設けまして、中心市街地の

空洞化の原因の分析、その活性化をさせるためのまちづくりの在り方の検討などを進めているところでございます。

次に、これまでの地方都市の中心市街地への公共投資の妥当性にお尋ねがございました。

多くの地方都市におきましては、これまで人口増加などに合わせて郊外開発が進み、公共投資についても、こうした状況に対応するため、郊外の道路整備などを行ってまいりました。

一方、中心市街地については、大規模な再開発事業などを行って、商業施設や業務施設の立地の促進に努めてきたところでございます。

しかし、人口の減少、少子高齢化の進展、経済の安定成長という都市をめぐる環境の変化を踏まえれば、今後は、都市の成長拡大というよりも、潤いのある豊かな都市生活を送ることができるよう、生活に必要な機能をコンパクトにまとめた都市、環境や景観などをより重視した都市をつくっていくことが必要であると考えておるところでございます。

議員の方から、都市というものは様々な職業の人たちがその土地で暮らすことで成り立つものであると、こういう御指摘ちょうだいしました。全く同感でございます。

国土交通省といたしましては、そうした視点も重要視しながら、まちづくり交付金の活用や、また、まちなか居住の促進などに取り組んでまいりたいと考えております。

次に、まちづくり交付金の執行状況、現状に対する評価についてお尋ねがございました。

まちづくり交付金は、市町村の自主性、裁量性を高めた、従来の補助金とは全く異なる財政支援措置として平成十六年度に創設をされまして、現在、二百九十市町村、三百五十五地区において事業が行われております。

これらの市町村においては、中心市街地活性化、観光振興など、地区の特性に合わせた目標が設定され、道路、公園、公営住宅などの従来型の

事業だけではなく、空き店舗活用事業、子育て支援施設の整備など、市町村提案による事業を組み合わせて、地域の創意と工夫を生かしたまちづくりが進められているところでございます。

このような状況の下、まちづくり交付金については、多くの市町村から使い勝手が良いとの評価を受けているところでございまして、全国都市再生の推進に大きく貢献しているものと考えております。

平成十七年度におきましては、市町村の創意工夫が一層生かされるよう、市町村の提案事業の割合の引上げなど必要な制度改善を行うとともに、予算につきましても、一千三百三十億円から一千九百三十億円に大幅に増額し、新たに三百八十四地区を新規採択するなど、全国都市再生に資する取組をより積極的に支援をしてまいります。

次に、民都機構の業務特例についてお尋ねがございました。

今回の出資制度は、地方都市において、道路、公園などの公共施設、駐車場などの公益的施設を備えた優良な民間事業を実施しようとする際、これらの施設の整備に要する費用負担が事業立ち上げの障害となることが多いことにかんがみ、出資によって資金を供給することを目的として創設するものでございます。

このため、今回の出資につきましては、こうした公共的施設の整備に要する費用の範囲内で予算上の手当てをしていくところでございます。が、今回創設する制度につきまして、創設の趣旨を踏まえつつ、当面、その着実な運用を図るとともに、地方都市の経済の実態、目標の達成度合い、民間事業者や市町村の意見などを参考としながら、地方都市の再生という目的が達成されるように、制度の適切な在り方について必要に応じて検討を加えてまいりたいと考えております。

次に、区画整理公社施行による今後の土地区画整理事業の進展についてお尋ねがございました。土地区画整理組合は、今後とも重要な事業方式

であると考えております。しかしながら、必ずしも事業を熟知しているとは限らない地権者自らが経営に当たっていることから、資金調達の難航やノウハウの不足により、事業が遅延したり事業化が困難となる事例が見られるところでございます。

これらに対して、区画整理会社におきましては、資力、信用とノウハウを有する民間事業者が参画することから、民間事業者の創意工夫や資金力を生かした円滑な事業展開が可能となると考えております。

今後の土地区画整理事業は、我が国の人口増加が頭打ちになる中で、中心市街地の活性化や密集市街地の解消など既成市街地を再生することに重点を置いていくこととしておりますが、区画整理会社はそうした場面で十分に活用できると考えております。

例えば、土地を活用する意向のある地権者を中心にいたしまして、上物の建築等に参画意向のあるデベロッパー、建設会社や地場の工務店等の民間事業者が共同で出資して区画整理会社を設立し、土地区画整理事業を実施するなど、区画整理会社の特徴を生かした活用を期待しておるところでございます。

次に、区画整理会社による事業の公共性、事業実施の公正性・公平性の担保についてお尋ねがございました。

区画整理会社は、株式会社又は有限会社であります。地権者が議決権の過半を保有することなど、地権者が支配する会社であることを要件としております。事業実施の手続につきましても、施行の認可や換地計画の決定に際し、全地権者の三分の二以上の同意を必要とするなど、土地区画整理組合の場合と同様の慎重な手続を設けているところでございます。さらに、区画整理会社の事業及び会計については、都道府県知事による検査、命令等の監督を受けることとしております。これらの措置により、区画整理会社による事業の公共性等につきましては担保されているというふうに考えております。

次に、再開発会社の施行状況と区画整理会社施行制度を今回創設する理由についてお尋ねがございました。

再開発会社施行の市街地再開発事業につきましては、平成十四年の創設以降、五地区で都市計画決定をされており、うち三地区では既に施行の認可を得ているなど、民間事業者の資力、信用とノウハウを活用した円滑な事業推進が図られていると考えております。

再開発会社制度の導入は、当時、大都市を中心とした都市再生の実現が強く求められていることを背景として、大規模な建築物の整備等を念頭に、民間資金やノウハウ等を活用して都市の再開発を積極的に推進しようとしたものでございます。

しかしながら、現在、全国の各都市においては、中心市街地の活性化、密集市街地の防災性の向上などが大きな課題となっております。市街地再開発事業のみならず土地区画整理事業の活用ニーズが高くなっているというふうな認識をしておるところでございます。このため、今回の改正においては、民間事業者の資力と信用、ノウハウを活用した円滑な事業展開を可能とし、全国の各都市が抱える課題の解決に資することをねらいといたしまして、区画整理会社施行制度を創設したところでございます。

最後に、地方都市再生に懸ける決意についてお尋ねがございました。

地方都市につきましては、現在、中心市街地の空洞化、高齢社会の進展への対応の遅れ等の問題がある一方、大都市に比べまして、地域固有の文化や街並みが残っていたり、近隣に豊かな自然環境が存在をしております。地方都市のこうした特徴を踏まえ、地方都市を文化と歴史を承継しつつ、豊かで活力に満ちた都市へと再生させることは、国家喫緊の課題であると認識をしております。国土交通省といたしまして、まちづくり交付

金、都市計画制度、景観法など、まちづくりの基本的な仕組みの活用、改善を図りつつ、地方都市の再生に向けて今後とも全力で取り組んでまいります。決意でございます。(拍手)

○議長(扇千景君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(扇千景君) 日程第一 携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信業務の不正な利用の防止に関する法律案(衆議院提出)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。総務委員長木村仁君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔木村仁君登壇、拍手〕

○木村仁君 ただいま議題となりました法律案につきまして、総務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、携帯電話事業者による契約者の管理体制整備の促進及び携帯電話業務の不正な利用の防止を図るため、事業者に対し契約締結時及び譲渡時における本人確認を義務付けるとともに、本人確認に応じない場合等には業務の提供を拒否できることとするほか、罰則規定を整備することをその主な内容とするものであります。

委員会におきましては、いわゆる振り込め詐欺の実態、本法律案の犯罪抑止効果、各省庁の連携体制と国民への周知徹底、警察署長が事業者に対し契約者確認を求める目的等について質疑が行われました。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(扇千景君) これより採決をいたします。本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(扇千景君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(扇千景君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百十
賛成 二百十
反対 〇

よって、本案は全会一致をもって可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(扇千景君) 日程第二 社会保険労務士法の一部を改正する法律案(内閣提出)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。厚生労働委員長岸宏一君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔岸宏一君登壇、拍手〕

○岸宏一君 ただいま議題となりました法律案につきまして、厚生労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、裁判外紛争解決手続を利用しやすくするため、個別労働関係紛争について社会保険労務士が行う代理業務の範囲を拡大する等必要の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、代理業務を行うに必要な研修・試験の在り方、労働争議不介入規定を削除する理由とその影響等について質疑が行われま

したが、その詳細は会議録によつて御承知願ひます。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(属千景君) これより採決をいたします。本案の賛否について、投票ボタンをお押し願ひます。

(投票開始)

○議長(属千景君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

(投票終了)

○議長(属千景君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百九
賛成 二百九
反対 〇

よつて、本案は全会一致をもつて可決されました。(拍手)

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長(属千景君) 日程第三 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律案(内閣提出)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。国土交通委員長田名部匡省君。

(審査報告書及び議案は本号末尾に掲載)

(田名部匡省君登壇、拍手)

○田名部匡省君 ただいま議題となりました法律

案につきまして、国土交通委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、最近における物資の流通をめぐる経済的社会的な事情の変化に伴い、流通業務の総合化及び効率化の促進を図るための事業に係る計画の認定、許可等の特例、中小企業者の資金調達の円滑化等の措置について定めようとするものであります。

委員会におきましては、本法律案の目的と今後の物流行政の課題、総合効率化事業による物流コストの二酸化炭素の削減効果、中小物流事業者に対する支援策等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願ひます。

質疑を終局し、討論に入りまして、日本共産党を代表して仁比委員より、本法律案に反対する旨の意見が述べられました。

次いで、採決の結果、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(属千景君) これより採決をいたします。本案の賛否について、投票ボタンをお押し願ひます。

(投票開始)

○議長(属千景君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

(投票終了)

○議長(属千景君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百九
賛成 百九十五
反対 十四

よつて、本案は可決されました。(拍手)

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長(属千景君) 日程第四 構造改革特別区域法の一部を改正する法律案(内閣提出)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。内閣委員長高嶋良充君。

(審査報告書及び議案は本号末尾に掲載)

(高嶋良充君登壇、拍手)

○高嶋良充君 ただいま議題となりました法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、経済社会の構造改革を推進するとともに地域の活性化を図るため、特定行刑施設における収容及び処遇に関する事務の委託促進事業に係る措置、公私協力学校設置事業に係る措置その他の構造改革特別区域に係る法律の特例に関する措置を追加しようとするものであります。

委員会におきましては、川越少年刑務所の現地視察を行うとともに、地域のバランスの取れた規制改革の実施、行刑施設の事務の民間委託の必要性、民間委託できる事務の具体的内容、刑務所警備を民間委託する際の課題点、公私協力学校の安定的、継続的な運営の確保等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願ひます。

昨日、質疑を終わり、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し五項目から成る附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(属千景君) これより採決をいたします。本案の賛否について、投票ボタンをお押し願ひます。

(投票開始)

○議長(属千景君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

(投票終了)

○議長(属千景君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百六
賛成 百九十八
反対 八

よつて、本案は可決されました。(拍手)

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長(属千景君) 本日はこれにて散会いたします。

午前十一時二十一分散会

出席者は左のとおり。

議長 扇 千景君
副議長 角田 義一君

議員
近藤 正道君 山本 保君
鰐淵 洋子君 又市 征治君
大田 昌秀君 西田 実仁君
坂本由紀子君 洲上 貞雄君
浮島とも子君 浜田 昌良君
澤 雄二君 小泉 昭男君
遠山 清彦君 山本 香苗君
松 あきら君 福本 潤一君
佐藤 昭郎君 山谷えり子君
福島みずほ君 弘友 和夫君
渡辺 孝男君 岸 宏一君
木村 仁君 亀井 郁夫君
山口那津男君 山下 栄一君
魚住裕一郎君 浅野 勝人君
谷川 秀善君 常田 亨詳君
山崎 正昭君 浜四津敏子君
風間 昶君 白浜 一良君

平成十七年四月八日 参議院会議録第十五号 議長の報告事項

草川 昭三君	木庭健太郎君
小野 清子君	太田 豊秋君
魚住 汎英君	福島啓史郎君
段本 幸男君	小泉 顕雄君
末松 信介君	中川 雅治君
中村 博彦君	二之湯 智君
西島 英利君	野村 哲郎君
小池 正勝君	北川イツセイ君
岸 信夫君	河合 常則君
藤野 公孝君	松山 政司君
中川 義雄君	中島 啓雄君
大仁田 厚君	吉田 博美君
小齊平敏文君	加納 時男君
市川 一朗君	岩永 浩美君
大野つや子君	国井 正幸君
三浦 一水君	阿部 正俊君
金田 勝年君	荒井 広幸君
松村 龍二君	狩野 安君
泉 信也君	景山俊太郎君
溝手 顕正君	尾辻 秀久君
吉村剛太郎君	佐藤 泰三君
清水嘉与子君	若林 正俊君
鴻池 祥肇君	田中 直紀君
香掛 哲男君	片山虎之助君
藤井 基之君	加治屋憲人君
鈴木 陽悦君	長谷川憲正君
松村 祥史君	山本 順三君
黒岩 宇洋君	椎名 一保君
萩原 健司君	岡田 直樹君
秋元 司君	関口 昌一君
鶴保 庸介君	野上浩太郎君
荒井 正吾君	後藤 博子君
舩添 要一君	森元 恒雄君
田村耕太郎君	岡田 広君
脇 雅史君	山内 俊夫君
世耕 弘成君	山下 英利君
山崎 力君	田村 公平君
田浦 直君	山本 一太君
矢野 哲朗君	鈴木 政二君

林 芳正君	武見 敏三君
北岡 秀二君	中島 眞人君
中原 爽君	橋本 聖子君
青木 幹雄君	松田 岩夫君
陣内 孝雄君	中曾根弘文君
真鍋 賢二君	山東 昭子君
竹山 裕君	桜井 新君
関谷 勝嗣君	倉田 寛之君
尾立 源幸君	富岡由紀夫君
松下 新平君	糸数 慶子君
水岡 俊一君	藤本 祐司君
足立 信也君	那谷屋正義君
白 眞勲君	下田 敦子君
小林 正夫君	柳澤 光美君
喜納 昌吉君	加藤 敏幸君
主濱 了君	神本美恵子君
山根 隆治君	池口 修次君
若林 秀樹君	平野 達男君
辻 泰弘君	大塚 耕平君
森 ゆうこ君	工藤堅太郎君
広野ただし君	高嶋 良充君
佐藤 雄平君	小川 敏夫君
郡司 彰君	福山 哲郎君
櫻井 充君	円 より子君
直嶋 正行君	山本 孝史君
小林 元君	佐藤 道夫君
伊藤 基隆君	朝日 俊弘君
平田 健二君	田名部匡省君
西岡 武夫君	広中和歌子君
山下八洲夫君	田村 秀昭君
大石 正光君	今泉 昭君
蓮 舩君	林 久美子君
広田 一君	仁比 聡平君
大久保 勉君	前川 清成君
島田智哉子君	小林美恵子君
芝 博一君	松岡 徹君
津田弥太郎君	紙 智子君
松井 孝治君	鈴木 寛君

岩本 司君	榛葉賀津也君
シレン・マルティ君	大門実紀史君
井上 哲士君	内藤 正光君
浅尾慶一郎君	木俣 佳文君
谷 博之君	藤原 正司君
緒方 靖夫君	小池 晃君
羽田雄一郎君	大江 康弘君
和田ひろ子君	小川 勝也君
家西 悟君	吉川 春子君
市田 忠義君	興石 東君
江田 五月君	佐藤 泰介君
柳田 稔君	千葉 景子君
岡崎トミ子君	築瀬 進君
北澤 俊美君	峰崎 直樹君
國務大臣	
総務大臣	麻生 太郎君
法務大臣	南野知恵子君
厚生労働大臣	尾辻 秀久君
国土交通大臣	北側 一雄君
内閣官房長官	細田 博之君
国家公安委員	村田 吉隆君
副大臣	村上誠一郎君
法務副大臣	滝 実君
議員派遣中の議員	
有村 治子君	犬塚 直史君
加藤 修一君	

文教科学委員	文部大臣	平藏君	補欠
厚生労働委員	竹中 平藏君	河合 常則君	補欠
農林水産委員	西田 吉宏君	西島 英利君	補欠
環境委員	岩本 司君	蓮 舩君	補欠
国土交通委員	岩城 光英君	小泉 昭男君	補欠
紙 智子君	紙 智子君	岩城 光英君	補欠
河合 常則君	河合 常則君	竹中 平藏君	補欠
西田 吉宏君	西田 吉宏君	芝 博一君	補欠
市田 忠義君	市田 忠義君	市田 忠義君	補欠
小泉 昭男君	小泉 昭男君	山口那津男君	補欠
岩本 司君	岩本 司君	又市 征治君	補欠
近藤 正道君	近藤 正道君	又市 征治君	補欠
経済・産業・雇用に関する調査会	理事 松 あきら君	又市 征治君	補欠
同日議長は、次の内閣提出案を委員会に付託した。			
船舶の所有者等の責任の制限に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第七五号)			
独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法案(閣法第六二号)			
厚生労働委員会に付託			
種苗法の一部を改正する法律案(閣法第六六号)			
農林水産委員会に付託			

湖沼水質保全特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第六九号) 環境委員会に付託

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を経済産業委員会に付託した。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(第百六十一回国会閣法第一九号)

同日次の内閣提出案を衆議院に送付した。

森林組合法の一部を改正する法律案
特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律案

航空法の一部を改正する法律案
同日次の衆議院提出案を衆議院に回付した。

国立国会図書館法の一部を改正する法律案
同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

中小企業経営革新支援法の一部を改正する法律案
不動産登記法等の一部を改正する法律案

同日本院は、次の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。

国会職員法の一部を改正する法律案
同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

中小企業経営革新支援法の一部を改正する法律案
不動産登記法等の一部を改正する法律案

国会職員法の一部を改正する法律案
昨日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任 補欠
山崎 正昭君 田村耕太郎君

法務委員 補欠
前川 清成君 家西 悟君

財政金融委員 補欠
田村耕太郎君 山崎 正昭君

辞任 補欠
田村耕太郎君 山崎 正昭君

厚生労働委員

辞任 補欠
家西 悟君 前川 清成君

同日議長において、次のとおり憲法調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

又市 征治君 近藤 正道君

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

水産資源保護法及び持続的養殖生産確保法の一部を改正する法律案(閣法第四一四号)

同日衆議院から、本院の回付した次の衆議院提出案は、同院において本院の修正に同意した旨の通知書を受領した。

国立国会図書館法の一部を改正する法律案
同日委員長から次の報告書が提出された。

携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律案(衆第一一〇号)審査報告書

社会保険労務士法の一部を改正する法律案(閣法第六一〇号)審査報告書

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律案(閣法第五九号)審査報告書

構造改革特別区域法の一部を改正する法律案(閣法第七四号)審査報告書

同日議長は、元議員山内一郎君に対しさきに議決した中略をささげた。

同日衆議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

国立国会図書館法の一部を改正する法律案

審査報告書

携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十七年四月七日

参議院議長 扇 千景殿 総務委員長 木村 仁

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、携帯音声通信事業者による契約者の管理体制の整備の促進及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止を図るため、携帯音声通信事業者による携帯音声通信役務の提供を内容とする契約の締結時等における本人確認に関する措置、通話可能端末設備の譲渡等に関する措置等を定めようとするものであり、妥当な措置と認める。

一、費用
本法施行のため、別に費用を要しない。

携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律案
右の本院提出案をここに送付する。

平成十七年四月一日 衆議院議長 河野 洋平
参議院議長 扇 千景殿

携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律案

目次
第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 本人確認等(第三条・第十二条)

第三章 監督(第十三条・第十五条)

第四章 雑則(第十六条・第十八条)

第五章 罰則(第十九条・第二十六条)

附則
第一章 総則

第一条 この法律は、携帯音声通信事業者による携帯音声通信役務の提供を内容とする契約の締結時等における本人確認に関する措置、通話可能端末設備の譲渡等に関する措置等を定めることにより、携帯音声通信事業者による契約者の管理体制の整備の促進及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止を図ることを目的とする。

(定義)
第二条 この法律において「携帯音声通信」とは、携帯して使用するために開設する無線局(第四項において「無線局」という。)と、当該無線局と通信を行うために陸上に開設する移動しない無線局との間で行われる無線通信のうち音声その他の音響を送り、伝え、又は受けるものをいう。

2 この法律において「携帯音声通信役務」とは、電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第二条第三号に規定する電気通信役務(以下「電気通信役務」という。)のうち携帯音声通信に係るものであって、その電気通信役務の提供を受ける者の管理体制の整備を促進する必要があると認められるものとして総務省令で定めるものをいう。

3 この法律において「携帯音声通信事業者」とは、電気通信事業法第二条第五号に規定する電気通信事業者のうち携帯音声通信役務を提供するものをいう。

4 この法律において「携帯音声通信端末設備」とは、電気通信事業法第二条第二号に規定する電気通信設備のうち携帯音声通信を行うための無線局の無線設備をいう。

5 この法律において「通話可能端末設備」とは、携帯音声通信端末設備であつて携帯音声通信役務の提供に利用されている電気通信回線設備(電気通信事業法第九条に規定する電気通信回線設備をいう。)に接続され通話が可能なものをいう。

第二章 本人確認等
(契約締結時の本人確認義務等)
第三条 携帯音声通信事業者は、携帯音声通信役務の提供を受けようとする者との間で、携帯音

声通信役務の提供を内容とする契約(以下「役務提供契約」という。)を締結するに際しては、運転免許証の提示を受ける方法その他の総務省令で定める方法により、当該役務提供契約を締結しようとする相手方(以下この条及び第十一条第一号において「相手方」という。)について、次の各号に掲げる相手方の区分に応じそれぞれ当該各号に定める事項(以下「本人特定事項」という。)の確認(以下「本人確認」という。)を行わなければならない。

- 一 自然人 氏名、住居及び生年月日
- 二 法人 名称及び本店又は主たる事務所の所在地

2 携帯音声通信事業者は、相手方の本人確認を行う場合において、会社の代表者が当該会社のために役務提供契約を締結するときその他の当該携帯音声通信事業者との間で現に役務提供契約の締結の任に当たっている自然人が当該相手方と異なるとき(次項に規定する場合を除く。)は、当該相手方の本人確認に加え、当該役務提供契約の締結の任に当たっている自然人(第四項及び第十一条第一号において「代表者等」という。)についても、本人確認を行わなければならない。

3 相手方が国、地方公共団体、人格のない社団又は財団その他の総務省令で定めるものである場合には、当該国、地方公共団体、人格のない社団又は財団その他の総務省令で定めるもののために当該携帯音声通信事業者との間で現に役務提供契約の締結の任に当たっている自然人を相手方とみなして、第一項の規定を適用する。

4 相手方(前項の規定により相手方とみなされる自然人を含む。以下この項及び第十一条第一号において同じ。)及び代表者等は、携帯音声通信事業者が本人確認を行う場合において、当該携帯音声通信事業者に対して、相手方又は代表者等の本人特定事項を偽ってはならない。

(本人確認記録の作成義務等)

たときは、速やかに、総務省令で定める方法により、本人特定事項その他の本人確認に関する事項として総務省令で定める事項に関する記録(以下「本人確認記録」という。)を作成しなければならない。

2 携帯音声通信事業者は、本人確認記録を、役務提供契約が終了した日から三年間保存しなければならない。

(譲渡時の本人確認義務等)

第五条 携帯音声通信事業者は、通話可能端末設備の譲渡その他の携帯音声通信役務の提供を受ける者としての役務提供契約上の地位の承継に基づき、当該役務提供契約を締結している者(以下「契約者」という。)の名義を変更するに際しては、運転免許証の提示を受ける方法その他の総務省令で定める方法により、当該変更により新たに当該役務提供契約に基づく携帯音声通信役務の提供を受けようとする者(以下「譲受人等」という。)について、譲受人等の本人特定事項の確認(以下「譲渡時本人確認」という。)を行わなければならない。

2 第三条第二項から第四項まで及び前条の規定は、前項の規定により携帯音声通信事業者が譲渡時本人確認を行う場合について準用する。この場合において、第三条第二項から第四項までの規定中「相手方」とあるのは「譲受人等」と、同条第二項及び第四項中「本人確認」とあるのは「譲渡時本人確認」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「第五項第一項」と、同条第一項中「本人確認」とあるのは「第五項第一項」と、同条第一項中「本人確認」とあるのは「譲渡時本人確認」と読み替えるものとする。

第六条 携帯音声通信事業者は、本人確認又は譲渡時本人確認を、当該携帯音声通信事業者のために役務提供契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理を業として行う者(以下「媒介業者等」という。)に行わせることができる。

人確認又は譲渡時本人確認を媒介業者等に行わせることとした場合には、第三条第一項及び第二項の規定又は前条第一項の規定及び同条第二項において準用する第三条第二項の規定にかかわらず、当該本人確認又は当該譲渡時本人確認を行うことを要しない。

3 第三条及び第四条第一項の規定は、第一項の規定により媒介業者等が本人確認を行う場合について準用する。この場合において、第三条中「携帯音声通信事業者」とあるのは「媒介業者等」と、第四条第一項中「本人確認を行ったとき」とあるのは「第六条第一項の規定により媒介業者等が本人確認を行ったとき」と読み替えるものとする。

4 第三条第二項から第四項まで、第四条及び前条第一項の規定は、第一項の規定により媒介業者等が譲渡時本人確認を行う場合について準用する。この場合において、第三条第二項から第四項までの規定中「携帯音声通信事業者」とあるのは「媒介業者等」と、「相手方」とあるのは「譲受人等」と、同条第二項及び第四項中「本人確認」とあるのは「譲渡時本人確認」と、「第一項」とあるのは「第五項第一項」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「第五項第一項」と、同条第四項中「本人確認を行ったとき」とあるのは「第六項第一項の規定により媒介業者等が譲渡時本人確認を行ったとき」と、「本人確認に関する事項」とあるのは「譲渡時本人確認に関する事項」と、前条第一項中「携帯音声通信事業者」とあるのは「媒介業者等」と読み替えるものとする。

(譲渡時の携帯音声通信事業者の承諾)

第七条 契約者は、自己が契約者となつて役務提供契約に係る通話可能端末設備を他人に譲渡しようとする場合には、親族又は生計を同じくしている者に対し譲渡する場合を除き、あらかじめ携帯音声通信事業者の承諾を得なければならない。

2 携帯音声通信事業者は、譲受人等につき譲渡

時本人確認を行った後又は前条第一項の規定により媒介業者等が譲渡時本人確認を行った後でなければ、前項に規定する承諾をしてはならない。

(契約者確認の求め)

第八条 警察署長は、携帯音声通信役務の不正な利用の防止を図るため、次の各号のいずれかに該当する場合において必要があると認めるときは、当該各号に定める罪に当たる行為に係る通話可能端末設備につき役務提供契約を締結した携帯音声通信事業者に対し、国家公安委員会規則で定める方法により、当該役務提供契約に係る契約者について次条第一項に規定する事項の確認をすることを求めることができる。

一 この法律に規定する罪(第十九条から第二十二條までの罪に係る部分に限る。)の罪に限り、に当たる行為が行われたと認めるに足りる相当の理由がある場合

二 携帯音声通信役務が刑法明治四十年法律第四十五号(第二百四十六條の罪又は第二百四十九條の罪に当たる行為その他携帯音声通信役務が多く利用され、かつ、その行為による被害又は公共の危険を防止する必要性が高いものとして政令で定める罪に当たる行為に利用されていると認めるに足りる相当の理由がある場合

2 国家公安委員会は、前項に規定する国家公安委員会規則を定めようとするときは、あらかじめ、総務大臣に協議しなければならない。

(契約者確認)

第九条 前条第一項の規定により確認の求めを受けた携帯音声通信事業者は、当該契約者について、総務省令で定める方法により、本人特定事項その他の契約者が携帯音声通信役務の提供を受ける者としての役務提供契約上の地位を有していることを確認するために必要な事項として総務省令で定めるものの確認(以下「契約者確認」という。)を行うことができる。

官 報 (号 外)

2 総務大臣は、前項に規定する総務省令を定めようとするときは、あらかじめ、国家公安委員会に協議しなければならない。 3 第三条第二項から第四項までの規定は、第一項の規定により携帯音声通信事業者が契約者確認を行う場合について準用する。この場合において、同条第二項から第四項までの規定中「相手方」とあるのは「契約者」と、同条第二項及び第四項中「本人確認」とあるのは「契約者確認」と、「第十一条第一号」とあるのは「第十一条第四号」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「第九条第一項」と読み替えるものとする。 (匿名貸与営業の禁止) 第十条 何人も、次の各号に掲げる者に対し、当該各号に定める事項を確認しないで、業として有償で通話可能端末設備を貸与してはならない。 一 自然人 氏名及び居所又は電話番号(当該貸与に係る通話可能端末設備の電話番号以外のものに限る。)その他の連絡先 二 法人 名称及び本店又は主たる事務所の所在地 (携帯音声通信役務等の提供の拒否) 第十一条 携帯音声通信事業者は、次に掲げる場合には、携帯音声通信役務の提供その他役務提供契約に係る通話可能端末設備により提供される当該携帯音声通信役務以外の電気通信役務の提供を拒むことができる。 一 相手方又は代表者等が本人確認に応じない場合(当該相手方又は代表者等がこれに応じるまでの間に限る。) 二 譲受人等又は代表者等が譲渡時本人確認に	応じない場合(当該譲受人等又は代表者等がこれに応じるまでの間に限る。) 三 第七条第一項の規定に違反して通話可能端末設備が譲渡された場合 四 契約者又は代表者等が第九条第一項の規定による本人特定事項の確認に応じない場合(当該契約者又は代表者等がこれに応じるまでの間に限る。) 五 前条の規定に違反して通話可能端末設備が貸与された場合 (媒介業者等の監督) 第十二条 携帯音声通信事業者は、第六条第一項の規定により本人確認又は譲渡時本人確認を媒介業者等に行わせることとした場合には、当該本人確認又は当該譲渡時本人確認が確実に行われるよう、総務省令で定めるところにより、当該媒介業者等に対し必要かつ適切な監督を行わなければならない。 第三章 監督 第十三条 総務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、携帯音声通信事業者(媒介業者等を含む。次条において同じ。)に対しその業務に関して報告又は資料の提出を求めることができる。 (立入検査) 第十四条 総務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、当該職員に携帯音声通信事業者の営業所その他の施設に立ち入らせ、本人確認記録その他の物件を検査させ、又はその業務に関し関係人に質問させることができる。 2 前項の場合において、当該職員は、その身分	を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。 3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。 (是正命令) 第十五条 総務大臣は、携帯音声通信事業者が、その業務に関して第三条第一項、同条第二項若しくは第三項(第五条第二項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)、第四条第一項(第五条第二項並びに第六条第三項及び第四項において準用する場合を含む。若しくは第二項(第五条第二項及び第六条第四項において準用する場合を含む。)、第五条第一項、第七条第二項又は第十二条の規定に違反していると認めるときは、当該携帯音声通信事業者に対し、当該違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。 2 総務大臣は、媒介業者等が、その業務に関して第六条第三項において準用する第三条第一項から第三項までの規定又は第六条第四項において準用する第三条第二項若しくは第三項若しくは第五条第一項の規定に違反していると認めるときは、当該媒介業者等に対し、当該違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。	律を実施するため必要な事項は、総務省令又は国家公安委員会規則で定める。 (経過措置) 第十八条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。 第五章 罰則 第十九条 本人特定事項を隠ぺいする目的で、第三条第四項(第五条第二項、第六条第三項及び第四項並びに第九条第三項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。 第二十条 第七条第一項の規定に違反して、業として有償で通話可能端末設備を譲渡した者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 2 相手方が第七条第一項の規定に違反していることの情を知つて、業として有償で当該違反に係る通話可能端末設備を譲り受けた者も、前項と同様とする。 第二十一条 自己が契約者となつていない役務提供契約に係る通話可能端末設備を他人に譲渡した者は、五十万円以下の罰金に処する。 2 相手方が通話可能端末設備に係る役務提供契約の契約者となつていないことの情を知つて、その者から当該通話可能端末設備を譲り受けた者も、前項と同様とする。 3 業として第一項又は前項の罪に当たる行為をした者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以
---	--	--	---

下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第二十二條 第十條の規定に違反した者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 相手方が第十條の規定に違反していること的情を知つて、当該違反に係る通話可能端末設備の貸与を受けた者は、五十万円以下の罰金に処する。

第二十三條 第二十條、第二十一條第一項若しくは第二項又は前條第一項の罪に当たる行為の相手方となるよう、人を勧誘し、又は広告その他これに類似する方法により人を誘引した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第二十四條 第十五條の規定による命令に違反した者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第二十五條 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第十三條の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

二 第十四條第一項の規定による当該職員の問題に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第二十六條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第十九條から前条までの違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第八條第二項及び第九條第二項の規定 公布の日

二 第八條第一項、第九條第一項及び第三項、第十條、第十一條(第四号及び第五号に係る部分に限る。)、第十六條、第二十二條、第二十三條(第二十二條第一項に係る部分に限る。以下この号において同じ。)、並びに第二十六條(第二十二條及び第二十三條に係る部分に限る。の)の規定 公布の日から起算して二十日を経過した日

(経過措置)

第二條 携帯音声通信事業者は、この法律の施行の際現に役務提供契約に基づき携帯音声通信役務の提供を受けている者以下「施行時利用者」という。について、総務省令で定める日までの間に、運転免許証の提示を受ける方法その他の総務省令で定める方法により、施行時利用者の本人特定事項の確認(以下「施行時利用者本人確認」という。)を行わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに掲げる場合は、この限りでない。

一 携帯音声通信事業者によりこの法律の施行の日前に第三條第一項の規定に準じ施行時利用者者を特定するに足りる事項の確認が行われ、かつ、当該確認に関する記録が作成されてこれが保存されている場合

二 施行時利用者本人確認が行われるまでの間に譲渡時本人確認が行われる場合

三 施行時利用者本人確認が行われるまでの間に役務提供契約が終了した場合

2 第三條第二項から第四項まで及び第四條の規定は、前項の規定により携帯音声通信事業者が施行時利用者本人確認を行う場合について準用する。この場合において、第三條第二項から第四項までの規定中「相手方」とあるのは「施行時利用者」と、同條第二項及び第四項中「本人確認」とあるのは「施行時利用者本人確認」と、「第十一條第一号」とあるのは「附則第四條」と、同條第三項中「第一項」とあるのは「附則第二條第一項」と、第四條第一項中「本人確認」とあるのは「施行時利用者本人確認」と読み替えるものとする。

3 第一項第一号に規定する確認に関する記録は、本人確認記録とみなして、第四條第二項の規定を適用する。

第三條 携帯音声通信事業者は、施行時利用者本人確認を媒介業者等に行わせることができる。

2 携帯音声通信事業者は、前項の規定により媒介業者等に施行時利用者本人確認を行わせることとした場合には、前條第一項の規定及び同條第二項において準用する第三條第二項の規定にかかわらず、当該施行時利用者本人確認を行うことを要しない。

3 第三條第二項から第四項まで、第四條、第十二條及び前條第一項の規定は、第一項の規定により媒介業者等が施行時利用者本人確認を行う場合について準用する。この場合において、第三條第二項から第四項までの規定中「携帯音声

通信事業者」とあるのは「媒介業者等」と、「相手方」とあるのは「施行時利用者」と、同條第二項及び第四項中「本人確認」とあるのは「施行時利用者本人確認」と、「第十一條第一号」とあるのは「附則第四條」と、同條第三項中「第一項」とあるのは「附則第二條第一項」と、第四條第一項中「本人確認を行ったとき」とあるのは「附則第三條第一項の規定により媒介業者等が施行時利用者本人確認を行ったとき」と、「本人確認に関する事項」とあるのは「施行時利用者本人確認に関する事項」と、第十二條中「第六條第一項」とあるのは「附則第三條第一項」と、「本人確認又は譲渡時本人確認」とあるのは「施行時利用者本人確認」と、「当該本人確認又は当該譲渡時本人確認」とあるのは「当該施行時利用者本人確認」と、前條第一項中「携帯音声通信事業者は」とあるのは「媒介業者等は」と読み替えるものとする。

第四條 携帯音声通信事業者は、施行時利用者であつて附則第二條第一項本文(前條第三項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの又は代表者等が施行時利用者本人確認に応じない場合には、当該施行時利用者又は代表者等がこれに応じるまでの間、当該携帯音声通信役務の提供その他役務提供契約に係る通話可能端末設備により提供される当該携帯音声通信役務以外の電気通信役務の提供を拒むことができる。

第五條 総務大臣は、携帯音声通信事業者が、施行時利用者本人確認の業務に関して附則第二條第一項の規定、同條第二項において準用する第三條第二項若しくは第三項若しくは第四條の規

定又は附則第三条第三項において準用する第四条若しくは第十二条の規定に違反していると認めるときは、当該携帯音声通信事業者に対し、当該違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 総務大臣は、媒介業者等が、施行時利用者本人確認の業務に関して附則第三条第三項において準用する第三条第二項若しくは第三項又は附則第二条第一項の規定に違反していると認めるときは、当該媒介業者等に対し、当該違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第六条 前条の規定による命令に違反した者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 本人特定事項を隠ぺいする目的で、附則第二条第二項において準用する第三条第四項の規定又は附則第三条第三項において準用する第三条第四項の規定に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第一項又は前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して当該各項の罰金刑を科する。

(その他の経過措置の政令への委任)

第七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(検討)

第八条 この法律の規定については、この法律の

施行後一年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

審査報告書

社会保険労務士法の一部を改正する法律案右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成十七年四月七日

厚生労働委員長 岸 宏一

参議院議長 扇 千景殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、裁判外紛争解決手続の利用の促進に資するため、社会保険労務士について、個別労働関係紛争に関する裁判外紛争解決手続における代理業務を行うことができるようにする等所要の措置を講じようとするものであり、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一、個別労働関係紛争の件数が急激に増加している現状にかんがみ、紛争をもたらしている諸要因の解消を図るべく、あらゆる政策努力を尽くすこと。

二、個別労働関係紛争に関する民間紛争解決手続を行うものを指定するに当たっては、適切な審査を行うとともに、指定後も公正かつ適正な業務が行われるよう配慮すること。

三、特定社会保険労務士が人事労務管理に係る専門的知見・能力を活用しつつ、個別労働関係紛争における代理人として紛争解決手続を担うことができるよう、紛争解決手続代理業務に係る研修及び試験については、必要な知識、実務能力、職業倫理が担保されるものとすること。

四、特定社会保険労務士の業務内容及び代理可能な範囲については、広報等その周知徹底に努め、国民に誤解を与えたり、混乱、不利益をもたらすことのないよう万全を期すこと。

五、労働争議への介入を禁止する規定の削除が、正常な労使関係を損なうことがないよう、社会保険労務士会及び全国社会保険労務士会連合会を通じて指導すること。

六、社会保険労務士の業務範囲の拡大に伴い、全国社会保険労務士会連合会において、綱紀委員会や苦情処理相談窓口の設置など、国民からの信頼に十分応え得る体制整備が図られるよう指導すること。

右決議する。

社会保険労務士法の一部を改正する法律案

右国会に提出する。

平成十七年三月四日

内閣総理大臣 小泉純一郎

社会保険労務士法の一部を改正する法律案
社会保険労務士法の一部を改正する法律
社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

目次中「社会保険労務士試験」を「社会保険労務士試験等」に、「第二十五条の四十九」を「第二十五条の五十」に改める。

第二条第一項第一号の四中「のあつせん」の下に「の手続及び雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和四十七年法律第百十三号)第十四条第一項の調停の手続」を加え、「(以下「あつせん代理」という。)」を削り、同号の次に次の二号を加える。

一の五 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百八十条の二の規定に基づく都道府県知事の委任を受けて都道府県労働委員会が行う個別労働関係紛争(個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律第一条に規定する個別労働関係紛争労働関係調整法(昭和二十一年法律第二十五号)第六条に規定する労働争議に当たる紛争及び特定独立行政法人等の労働関係に関する法律(昭和二十三年法律第二百五十七号)第二十六条第一項に規定する紛争並びに労働者の募集及び採用に関する事項についての紛争を除く。)をいう。以下単に「個別労働関係紛争」という。)に関するあつせんの手続について、紛争の当事者を代理すること。

一の六 個別労働関係紛争(紛争の目的の価額が民事訴訟法(平成八年法律第九号)第三百六十八条第一項に定める額を超える場合に

は、弁護士が同一の依頼者から受任しているものに限り、)に関する民間紛争解決手続(裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律(平成十六年法律第五十一号)第二条第一号に規定する民間紛争解決手続をいう。以下この条において同じ。)であつて、個別労働関係紛争の民間紛争解決手続の業務を公正かつ適確に行うことができるものと認められる団体として厚生労働大臣が指定するものが行ふものについて、紛争の当事者を代理すること。

第二条第一項第三号中「(労働争議に介入することとなるものを除く。)」を削り、同条第二項中「前項各号」を「第一項各号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項第一号の四から第一号の六までに掲げる業務(以下「紛争解決手続代理業務」という。)は、紛争解決手続代理業務試験に合格し、かつ、第十四条の十一の三第一項の規定による付記を受けた社会保険労務士(以下「特定社会保険労務士」という。)に限り、行うことができる。

3 紛争解決手続代理業務には、次に掲げる事務が含まれる。

一 第一項第一号の四のあつせんの手続及び調停の手続、同項第一号の五のあつせんの手続並びに同項第一号の六の厚生労働大臣が指定する団体が行う民間紛争解決手続(以下この項において「紛争解決手続」という。)について相談に應ずること。

二 紛争解決手続の開始から終了に至るまでの間に和解の交渉を行うこと。

三 紛争解決手続により成立した和解における合意を内容とする契約を締結すること。

第五条第九号中「まつ消」を「抹消」に改める。

「第二章 社会保険労務士試験」を「第二章 社会保険労務士試験等」に改める。

第十三条の二の次に次の三条を加える。

(紛争解決手続代理業務試験)

第十三条の三 紛争解決手続代理業務試験は、紛争解決手続代理業務を行うのに必要な学識及び実務能力に関する研修であつて厚生労働省令で定めるものを修了した社会保険労務士に対し、当該学識及び実務能力を有するかどうかを判定するために、毎年一回以上、厚生労働大臣が行う。

2 厚生労働大臣は、紛争解決手続代理業務試験をつかさどらせるため、紛争解決手続代理業務に関し学識経験を有する者のうちから紛争解決手続代理業務試験委員を任命するものとする。ただし、次条の規定により連合会に同条に規定する代理業務試験事務を行わせることとした場合は、この限りでない。

第十三条の四 厚生労働大臣は、連合会に紛争解決手続代理業務試験の実施に関する事務(合格の決定に関する事務を除く。以下「代理業務試験事務」という。)を行わせることができる。

第十三条の五 第十条の二第二項及び第十二条から第十三条の二までの規定は、紛争解決手続代理業務試験及び代理業務試験事務について準用する。

第十四条中「及び第四章の三」を削り、「受験手続、社会保険労務士試験委員その他社会保険労務士試験」を「社会保険労務士試験及び紛争解決手続代理業務試験」に改める。

第十四条の十一の次に次の五条を加える。

(紛争解決手続代理業務の付記の申請)

第十四条の十一の二 社会保険労務士は、その登録に紛争解決手続代理業務試験に合格した旨の付記(以下「紛争解決手続代理業務の付記」という。)を受けようとするときは、氏名その他厚生労働省令で定める事項を記載した付記申請書を、紛争解決手続代理業務試験に合格したこと証する書類を添付の上、厚生労働省令で定める社会保険労務士会を経由して、連合会に提出しなければならない。

(紛争解決手続代理業務の付記)

第十四条の十一の三 連合会は、前条の規定による申請を受けたときは、遅滞なく、当該社会保険労務士の登録に紛争解決手続代理業務の付記をしなければならない。

2 連合会は、前項の規定により社会保険労務士名簿に付記をしたときは、当該申請者に、その者が特定社会保険労務士である旨の付記をした社会保険労務士証票(以下「特定社会保険労務士証票」という。)を交付しなければならない。

3 前項の規定により特定社会保険労務士証票の交付を受けた社会保険労務士は、遅滞なく、社会保険労務士証票を連合会に返還しなければならない。

(紛争解決手続代理業務の付記の抹消)

第十四条の十一の四 連合会は、紛争解決手続代理業務の付記を受けた者が、偽りその他不正の手段により当該付記を受けたことが判明したときは、当該付記を抹消しなければならない。

2 第十四条の九第二項の規定は、前項の規定による付記の抹消について準用する。

(紛争解決手続代理業務の付記の公告)

第十四条の十一の五 第十四条の十一の規定は、紛争解決手続代理業務の付記及びその付記の抹消について準用する。

(特定社会保険労務士証票の返還)

第十四条の十一の六 特定社会保険労務士の紛争解決手続代理業務の付記が抹消されたときは、その者は、遅滞なく、特定社会保険労務士証票を連合会に返還しなければならない。

2 連合会は、前項の規定により特定社会保険労務士証票が返還されたときは、遅滞なく、社会保険労務士証票を同項の者に再交付しなければならない。

第十四条の十二の見出しを「(社会保険労務士証票等の返還)」に改め、同条中「社会保険労務士証票」の下に「又は特定社会保険労務士証票」を加える。

第十四条の十三中「登録の手続、社会保険労務士名簿、登録のまつ消、社会保険労務士証票その他」を「社会保険労務士の」に改める。

第二十条中「あつせん代理」を「紛争解決手続代理業務」に改める。

第二十二条及び第二十三条を次のように改める。

(業務を行不得ない事件)

第二十二条 社会保険労務士は、国又は地方公共団体の公務員として職務上取り扱った事件及び仲裁手続により仲裁人として取り扱った事件については、その業務を行つてはならない。

2 特定社会保険労務士は、次に掲げる事件については、紛争解決手続代理業務を行つてはならない。ただし、第三号に掲げる事件について

は、受任している事件の依頼者が同意した場合
は、この限りでない。

一 紛争解決手続代理業務に関するものとし
て、相手方の協議を受けて賛助し、又はその
依頼を承諾した事件

二 紛争解決手続代理業務に関するものとして
相手方の協議を受けた事件で、その協議の程
度及び方法が信頼関係に基づく認められる
もの

三 紛争解決手続代理業務に関するものとして
受任している事件の相手方からの依頼による
他の事件

四 開業社会保険労務士の使用人である社会保
険労務士又は社会保険労務士法人の社員若し
くは使用人である社会保険労務士としてその
業務に従事していた期間内に、その開業社会
保険労務士又は社会保険労務士法人が、紛争
解決手続代理業務に関するものとして、相手
方の協議を受けて賛助し、又はその依頼を承
諾した事件であつて、自らこれに関与したも
の

五 開業社会保険労務士の使用人である社会保
険労務士又は社会保険労務士法人の社員若し
くは使用人である社会保険労務士としてその
業務に従事していた期間内に、その開業社会
保険労務士又は社会保険労務士法人が紛争解
決手続代理業務に関するものとして相手方の
協議を受けた事件で、その協議の程度及び方
法が信頼関係に基づく認められるものであ
つて、自らこれに関与したものの

第二十三条 削除
第二十五条の二第一項中「あつせん代理をした」
を「紛争解決手続代理業務を行った」に改める。

第二十五条の六中「第二条に規定する」を「第二
条第一項第一号から第一号の三まで、第二号及び
第三号に掲げる」に改める。

第二十五条の九を次のように改める。
(業務の範囲)

第二十五条の九 社会保険労務士法人は、第二条
第一項第一号から第一号の三まで、第二号及び
第三号に掲げる業務を行うほか、定款で定める
ところにより、次に掲げる業務を行うことがで
きる。

一 第二条に規定する業務に準ずるものとして
厚生労働省令で定める業務の全部又は一部

二 紛争解決手続代理業務

2 紛争解決手続代理業務は、社員のうちに特定
社会保険労務士がある社会保険労務士法人に限
り、行うことができる。

第二十五条の十五に次の一項を加える。

2 紛争解決手続代理業務を行うことを目的とす
る社会保険労務士法人における紛争解決手続代
理業務については、前項の規定にかかわらず、
特定社会保険労務士である社員(以下「特定社
員」という。)のみが業務を執行する権利を有
し、義務を負う。

第二十五条の十五の次に次の二条を加える。
(法人の代表)

第二十五条の十五の二 社会保険労務士法人の社
員は、各自社会保険労務士法人を代表する。た
だし、定款又は総社員の同意によつて、社員の
うち特に社会保険労務士法人を代表すべきもの
を定めることを妨げない。

2 紛争解決手続代理業務を行うことを目的とす
る社会保険労務士法人における紛争解決手続代
理業務については、前項本文の規定にかかわら

ず、特定社員のみが、各自社会保険労務士法人
を代表する。ただし、当該特定社員の全員の同
意によつて、当該特定社員のうち特に紛争解決
手続代理業務について社会保険労務士法人を代
表すべきものを定めることを妨げない。

(社員の責任)

第二十五条の十五の三 社会保険労務士法人の財
産をもつてその債務を完済することができない
ときは、各社員は、連帯して、その弁済の責任
を負う。

2 社会保険労務士法人の財産に対する強制執行
がその効を奏しなかつたときも、前項と同様と
する。

3 前項の規定は、社員が社会保険労務士法人に
資力があり、かつ、執行が容易であることを証
明したときは、適用しない。

4 紛争解決手続代理業務を行うことを目的とす
る社会保険労務士法人が紛争解決手続代理業務
に関し依頼者に対して負担することとなつた債
務を当該社会保険労務士法人の財産をもつて完
済することができないときは、第一項の規定に
かかわらず、特定社員(当該社会保険労務士法
人を脱退した特定社員を含む。以下この条にお
いて同じ。)が、連帯して、その弁済の責任を負
う。ただし、当該社会保険労務士法人を脱退し
た特定社員については、当該債務が脱退後の事
由により生じた債務であることを証明した場合
は、この限りでない。

5 前項本文に規定する債務についての社会保険
労務士法人の財産に対する強制執行がその効を
奏しなかつたときは、第二項及び第三項の規定
にかかわらず、特定社員が当該社会保険労務士
法人に資力があり、かつ、執行が容易であるこ

とを証明した場合を除き、前項と同様とする。

6 商法第九十三条の規定は、社会保険労務士法
人の社員の脱退について準用する。ただし、同
条第一項及び第二項の規定は、第四項本文に規
定する債務については、準用しない。

第二十五条の十六の次に次の一条を加える。

(紛争解決手続代理業務の取扱い)

第二十五条の十六の二 紛争解決手続代理業務を
行うことを目的とする社会保険労務士法人は、
特定社員が常駐していない事務所においては、
紛争解決手続代理業務を取り扱うことができな
い。

第二十五条の十七を次のように改める。

(特定の事件についての業務の制限)

第二十五条の十七 紛争解決手続代理業務を行う
ことを目的とする社会保険労務士法人は、次に
掲げる事件については、紛争解決手続代理業務
を行つてはならない。ただし、第三号に掲げる
事件については、受任している事件の依頼者が
同意した場合は、この限りでない。

一 紛争解決手続代理業務に関するものとし
て、相手方の協議を受けて賛助し、又はその
依頼を承諾した事件

二 紛争解決手続代理業務に関するものとして
相手方の協議を受けた事件で、その協議の程
度及び方法が信頼関係に基づく認められる
もの

三 紛争解決手続代理業務に関するものとして
受任している事件の相手方からの依頼による
他の事件

四 第二十二條第一項に規定する事件又は同条
第二項各号に掲げる事件として社員の半数以
上の者がその業務又は紛争解決手続代理業務

を行つてはならないこととされる事件

第二十五条の十九中「から第二号まで」を「から第一号の三まで及び第二号」に改め、同条に次の一項を加える。

2 紛争解決手続代理業務を行うことを目的とする社会保険労務士法人は、特定社会保険労務士でない者に紛争解決手続代理業務を行わせてはならない。

第二十五条の二十中「第二十三条」を削る。

第二十五条の二十五第四項中「第七十六条」を「第七十七条から第七十九条まで及び第八十一条」に改め、同条第五項中「第九十三条」を「第九十二条」に改める。

第二十五条の三十四第二項中「試験事務」の下に「及び代理業務試験事務」を加える。

第二十五条の四十五の次に次の一条を加える。
(代理業務試験事務への試験事務に関する規定の準用)

第二十五条の四十五の二 第二十五条の四十四から前条までの規定は、代理業務試験事務について準用する。この場合において、第二十五条の四十一第一項中「社会保険労務士試験の」とあるのは「紛争解決手続代理業務試験の」と、
「社会保険労務士試験委員」とあるのは「紛争解決手続代理業務試験委員」と読み替えるものとする。

第二十五条の四十九第二項中「試験事務」の下に「又は代理業務試験事務」を加え、第四章の三中同条の次に次の一条を加える。

(社会保険労務士会及び連合会に関する省令への委任)

第二十五条の五十 この章に規定するもののほか、社会保険労務士会及び連合会に関し必要な

事項は、厚生労働省令で定める。

第三十二条の二第一項第一号中「虚偽」を「偽り」に、「社会保険労務士の」を「第十四条の二第一項の規定による」に改め、同項第五号中「第二十五条の四十二第一項」の下に「(第二十五条の四十五の二において準用する場合を含む。)」を加える。

別表第一第二十号の十九中「昭和四十七年法律第百十三号」を削る。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第二条第一項第一号の四の改正規定、同号の次に二号を加える改正規定、同条第一項の次に二項を加える改正規定(同条第三項に係る部分に限る。)、第二十条、第二十二、第二十五条の二第一項、第二十五条の六及び第二十五条の九の改正規定、第二十五条の十五に一項を加える改正規定、同条の次に二条を加える改正規定、第二十五条の十六の次に一条を加える改正規定並びに第二十五条の十七、第二十五条の十九、第二十五条の二十五及び別表第一第二十号の十九の改正規定並びに次条第二項の規定は、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律(平成十六年法律第百五十一号)の施行の日から施行する。

(経過措置)

第二条 前条ただし書に規定する規定の施行の日前に開業社会保険労務士又は社会保険労務士法人が受任した改正前の社会保険労務士法(次項において「旧法」という。第二十条第一項第一号の四に規定するあつせん代理であつて、同日前に

個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律

(平成十三年法律第百二十二号)第五条第一項の規定により申請されたあつせんに係るものについては、改正後の社会保険労務士法(以下「新法」という。第二十条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。)

2 前条ただし書に規定する規定の施行の日前に社会保険労務士又は社会保険労務士法人がその業務を行つた事件で、旧法第二十二号各号(第四号を除く。又は第二十五条の十七各号に該当するものは、それぞれ新法第二十二号第二項各号又は第二十五条の十七各号に該当する事件とみなす。

(政令への委任)

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況等を勘案し、新法第二十条第二項に規定する紛争解決手続代理業務に係る制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(登録免許税法の一部改正)

第五条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一第二十三号中

二十三 人の資格の登録若しくは認定又は技能証明

を

二十三 人の資格の登録若しくは認定又は技能証明
(注)社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)第十四条の手続代理業務の付記の規定により社会保険労務士の登録に試験に合格した旨の付記は、新たな当該登録とみなす。

一の三第一項(紛争解決
紛争解決手続代理業務試

に改め、同号七の六を次のように改める。

(七)の六

社会保険労務士法による社会保険労務士名簿にする登録

録	
イ 社会保険労務士法第十四条の二第一項(登録)の社会保険労務士の登録	登録件数 一件につき三万円
ロ 社会保険労務士法第二十条第二項(社会保険労務士の業務)の紛争解決手続代理業務試験に合格した旨の付記	申請件数 一件につき五千円

(年金積立金管理運用独立行政法人法の一部改正)
正)

第六条 年金積立金管理運用独立行政法人法(平成十六年法律第百五号)の一部を次のように改正する。

附則第二十五条のうち社会保険労務士法別表第一第二十七号の改正規定中「附則第五条の二」を「第十二条第一項第十二号及び第十三号並びに附則第五条の二」に改める。

審査報告書

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律案

法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成十七年四月七日

国土交通委員長 田名部匡省

参議院議長 扇 千景殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における物資の流通をめぐり、経済的事業の状況の変化に伴い、我が国産業の国際競争力の強化、消費者の需要の高度化及び多様化への対応並びに物資の流通に伴う環境への負荷の低減を図ることの重要性が増大していることにかんがみ、流通業務総合効率化事業について、その計画の認定、その実施に必要な関係法律の規定による許可等の特例、中小企業者が共同して行う場合における資金の調達円滑化に関する措置等について定めることによ

り、流通業務の総合化及び効率化の促進を図うとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

本法律施行のため、別に費用を要しない。

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律案

右

国会に提出する。

平成十七年三月一日

内閣総理大臣 小泉純一郎

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律案

法律案

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 基本方針(第三条)

第三章 総合効率化計画の認定等(第四条―第七条)

第四章 流通業務総合効率化事業の促進(第八條―第二十条)

第五章 雑則(第二十一条―第二十四条)

第六章 罰則(第二十五条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、最近における物資の流通をめぐり、経済的事業の状況の変化に伴い、我が国

産業の国際競争力の強化、消費者の需要の高度化及び多様化への対応並びに物資の流通に伴う環境への負荷の低減を図ることの重要性が増大していることにかんがみ、流通業務総合効率化事業について、その計画の認定、その実施に必要な関係法律の規定による許可等の特例、中小企業者が共同して行う場合における資金の調達の円滑化に関する措置等について定めることにより、流通業務の総合化及び効率化の促進を図り、もつて国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 流通業務 輸送、保管、荷さばき、流通加工(物資の流通の過程における簡易な加工をいう。以下同じ。)その他の物資の流通に係る業務をいう。

二 流通業務総合効率化事業 特定流通業務施設を中核として、輸送、保管、荷さばき及び流通加工を一体的に行うことによる流通業務の総合化を図るとともに、輸送網の集約、配送の共同化その他の輸送の合理化を行うことによる流通業務の効率化を図る事業(当該事業の用に供する特定流通業務施設の整備を行う事業を含む。)であつて、物資の流通に伴う環境への負荷の低減に資するものをいう。

三 特定流通業務施設 流通業務施設(トラックターミナル、卸売市場、倉庫又は上屋をいう。)であつて、高速自動車国道、鉄道の貨物

駅、港湾、漁港、空港その他の物資の流通を結節する機能を有する社会資本等の近傍に立地し、物資の仕分及び搬送の自動化等荷さばきの合理化を図るための設備、物資の受注及び発注の円滑化を図るための情報処理システム並びに流通加工の用に供する設備を有するものをいう。

四 港湾流通拠点地区 第六条第一項の規定により指定された地区をいう。

五 港湾管理者 港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第二条第一項の港湾管理者をいう。

六 倉庫業 倉庫業法(昭和三十一年法律第二百一十一号)第二条第二項の倉庫業をいう。

七 第一種貨物利用運送事業 貨物利用運送事業法(平成元年法律第八十二号)第二条第七項の第一種貨物利用運送事業をいう。

八 第二種貨物利用運送事業 貨物利用運送事業法第二条第八項の第二種貨物利用運送事業をいう。

九 外国人国際第二種貨物利用運送事業 貨物利用運送事業法第四十五条第一項の許可を受けて行う事業をいう。

十 一般貨物自動車運送事業 貨物自動車運送事業法(平成元年法律第八十三号)第二条第二項の一般貨物自動車運送事業をいう。

十一 中小企業者 次のいずれかに該当する者をいう。

イ 資本の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、製造業、

建設業、運輸業その他の業種（口から二までに掲げる業種及びホの政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの ロ 資本の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業（ホの政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの ハ 資本の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業（ホの政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの ニ 資本の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業（ホの政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの ホ 資本の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの ヘ 企業組合 ト 協業組合 チ 事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合及びその連合会であつて、政令で定めるもの 十二 食品生産業者等 次のいずれかに該当す	
る者をいう。 イ 食品（食品流通構造改善促進法（平成三年法律第五十九号）第二条第一項の食品をいう。）の生産又は販売の事業を行う者 ロ 農業協同組合その他の農林水産省令で定める法人でイに掲げる者を直接又は間接の構成員とするもの ハ 卸売市場を開設する者 第二章 基本方針 第三条 主務大臣は、流通業務総合効率化事業の実施に関し、基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。 2 基本方針に定める事項は、次のとおりとする。 一 流通業務の総合化及び効率化の意義に関する事項 二 流通業務総合効率化事業の内容に関する事項 三 流通業務総合効率化事業の実施方法に関する事項 四 港湾流通拠点地区に関する事項 五 中小企業者が他の事業者との連携又は事業の共同化により実施する流通業務総合効率化事業に関する事項 六 その他流通業務総合効率化事業の実施に当たって配慮すべき重要事項 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、環境大臣に協議するとともに、前項第五号に係る部分については中小企業政策審議会の意見を聴くものとする。 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。	更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。 第三章 総合効率化計画の認定等（総合効率化計画の認定） 第四条 流通業務総合効率化事業を実施しようとする者（当該流通業務総合効率化事業を実施する法人を設立しようとする者を含む。以下「総合効率化事業者」という。）は、単独で又は共同で、その実施しようとする流通業務総合効率化事業についての計画（以下「総合効率化計画」という。）を作成し、これを主務大臣に提出して、その総合効率化計画が適当である旨の認定を受けることができる。 2 総合効率化計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 一 流通業務総合効率化事業の目標 二 流通業務総合効率化事業の内容 三 流通業務総合効率化事業の用に供する特定流通業務施設の概要 四 流通業務総合効率化事業の実施時期 五 流通業務総合効率化事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法 六 流通業務総合効率化事業に係る貨物利用運送事業法第十一条（同法第三十四条第一項において準用する場合を含む。）に規定する運輸に関する協定を締結するときは、その内容 3 主務大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その総合効率化計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。 一 前項第一号から第四号までに掲げる事項が
基本方針に照らして適切なものであること。 二 前項第二号から第六号までに掲げる事項が流通業務総合効率化事業を確実に遂行するため適切なものであること。 三 流通業務総合効率化事業の用に供する特定流通業務施設の立地、規模、構造及び設備が政令で定める区分に従い主務省令で定める基準に適合すること。 四 総合効率化計画に記載された事業のうち、倉庫業に該当するものについては、当該事業を実施する者が倉庫業法第六条第一項各号（第四号を除く。）のいずれにも該当しないこと。 五 総合効率化計画に記載された事業のうち、第一種貨物利用運送事業に該当するものについては、当該事業を実施する者が貨物利用運送事業法第六条第一項第一号から第四号までのいずれにも該当しないこと。 六 総合効率化計画に記載された事業のうち、第二種貨物利用運送事業（外国人国際第二種貨物利用運送事業を除く。以下この号において同じ。）に該当するものについては、当該事業を実施する者が貨物利用運送事業法第二十二條各号のいずれにも該当せず、かつ、その総合効率化計画に記載された第二種貨物利用運送事業の内容が同法第二十三條各号に掲げる基準に適合すること。 七 総合効率化計画に記載された事業のうち、一般貨物自動車運送事業に該当するものについては、当該事業を実施する者が貨物自動車運送事業法第五条各号のいずれにも該当せず	一 前項第一号から第四号までに掲げる事項が

ず、かつ、その総合効率化計画に記載された一般貨物自動車運送事業の内容が同法第六条第一号から第三号までに掲げる基準に適合すること。 4 国土交通大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、総合効率化計画に記載された事業のうち外国人国際第二種貨物利用運送事業に該当するものについては、その総合効率化計画の認定において、国際約束を誠実に履行するとともに、国際貨物運送に係る第二種貨物利用運送事業の分野において公正な事業活動が行われ、その健全な発達が確保されるよう配慮するものとする。 5 主務大臣は、特定流通業務施設の整備を行う事業が記載された総合効率化計画について第一項の認定をしようとするときは、あらかじめ、都道府県知事の意見を聴くものとする。 6 国土交通大臣は、港湾流通拠点地区において特定流通業務施設の整備を行う事業が記載された総合効率化計画について第一項の認定をしようとするときは、あらかじめ、当該港湾流通拠点地区を指定した港湾管理者に協議し、その同意を得るものとする。 7 国土交通大臣は、港湾流通拠点地区において特定流通業務施設の整備を行う事業が記載された総合効率化計画について第一項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を当該港湾流通拠点地区を指定した港湾管理者に通知するものとする。 8 第一項の認定に関し必要な事項は、主務省令で定める。	(総合効率化計画の変更等) 第五条 前条第一項の規定による総合効率化計画の認定を受けた総合効率化事業者(以下「認定総合効率化事業者」という。)は、当該認定に係る総合効率化計画を変更しようとするときは、主務大臣の認定を受けなければならない。 2 主務大臣は、前条第一項の認定に係る総合効率化計画(前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定総合効率化計画」という。)が同条第三項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるとき、又は認定総合効率化事業者が認定総合効率化計画に従つて事業を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。 3 前条第三項から第八項までの規定は、第一項の認定について準用する。 (港湾流通拠点地区) 第六条 重要港湾(港湾法第二条第二項の重要港湾をいう。)の港湾管理者は、基本方針に基づき、臨港地区(同条第四項の臨港地区をいう。)及び港湾区域(同条第三項の港湾区域をいう。)内の公有水面の埋立てに係る埋立地(公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二十二条第二項の竣功認可の告示があつた日から一定期間を経過したものその他の国土交通省令で定めるものを除く。)のうち、貨物取扱量、港湾施設(港湾法第二条第五項の港湾施設をいう。)の整備の状況、土地利用の動向等を勘案し、特定流通業務施設の立地を促進するために適当と認められる地区を港湾流通拠点地区として指定することができる。	2 港湾管理者は、港湾流通拠点地区を指定したときは、遅滞なく、当該港湾流通拠点地区の区域を公示するとともに、当該区域を国土交通大臣に通知するものとする。当該区域を変更したときも、同様とする。 (特定流通業務施設の確認) 第七条 総合効率化事業者が実施する流通業務総合効率化事業の用に供するため特定流通業務施設を整備しようとする者は、当該整備しようとする特定流通業務施設の計画が第四条第三項第三号の主務省令で定める基準に適合するものであることについて、主務省令で定めるところにより主務大臣の確認を申請することができる。 2 主務大臣は、前項の申請があつた場合において、当該申請に係る計画が第四条第三項第三号の基準に適合すると認めるときは、確認をするものとする。 3 前項の確認に係る特定流通業務施設(同項の確認を受けてから主務省令で定める期間を経過していないものに限る。)を利用して実施する総合効率化計画に対する第四条(第五条第三項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、第四条第三項中「次の各号」とあるのは、「次の各号(第三号を除く。)」とする。 第四章 流通業務総合効率化事業の促進 (倉庫業法の特例) 第八条 総合効率化事業者がその総合効率化計画について第四条第一項の認定を受けたときは、当該総合効率化計画に記載された事業のうち、倉庫業についての倉庫業法第三条の登録若しくは同法第七条第一項の変更登録を受け、又は同	条第三項の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定により登録若しくは変更登録を受け、又は届出をしたものとみなす。 2 倉庫業を営む認定総合効率化事業者がその認定総合効率化計画の変更について第五条第一項の認定を受けたときは、当該認定総合効率化計画に記載された事業のうち、倉庫業法第七条第一項の変更登録若しくは同法第十八条第一項の認可を受け、又は同法第七条第三項、第十七条第三項、第十九条第一項若しくは第二十條第一項の規定による届出をしなければならぬものについては、これらの規定により変更登録若しくは認可を受け、又は届出をしたものとみなす。 (貨物利用運送事業法の特例) 第九条 総合効率化事業者がその総合効率化計画について第四条第一項の認定を受けたときは、当該総合効率化計画に記載された事業のうち、第一種貨物利用運送事業についての貨物利用運送事業法第三条第一項の登録若しくは同法第七条第一項の変更登録を受け、又は同条第三項の規定による届出をしなければならぬものについては、これらの規定により登録若しくは変更登録を受け、又は届出をしたものとみなす。 2 第一種貨物利用運送事業を営む認定総合効率化事業者がその認定総合効率化計画の変更について第五条第一項の認定を受けたときは、当該認定総合効率化計画に記載された事業のうち、第一種貨物利用運送事業についての貨物利用運送事業法第七条第一項の変更登録を受け、又は同
---	--	--	---

同条第三項、同法第十四条第二項若しくは第十五条の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定により変更登録を受け、又は届出をしたものとみなす。

3 認定総合効率化事業者が事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であつて政令で定めるもの又は民法明治二十九年法律第八十九号第三十四条の規定により設立された社団法人(以下「組合等」という。)である場合にあっては、当該認定総合効率化事業者が認定総合効率化計画に従つて行う第一種貨物利用運送事業であつて荷主を認定総合効率化事業者たる組合等の構成員に限定して行うものについては、貨物利用運送事業法第八条第一項及び第九条(同法第十八条第三項において準用する場合を含む。)の規定は、適用しない。

4 認定総合効率化事業者たる第一種貨物利用運送事業者(貨物利用運送事業法第三条第一項の登録を受けた者をいう。)が認定総合効率化事業者たる他の運送事業者と認定総合効率化計画に従つて同法第十一条に規定する運輸に関する協定を締結したときは、当該協定につき、あらかじめ、同条の規定による届出をしたものとみなす。認定総合効率化計画に従つてこれを変更したときも、同様とする。

第十条 総合効率化事業者がその総合効率化計画について第四条第一項の認定を受けたときは、当該総合効率化計画に記載された事業のうち、第二種貨物利用運送事業についての貨物利用運送事業法第二十条若しくは第四十五条第一項の

許可若しくは同法第二十五条第一項若しくは第四十六条第二項の認可を受け、又は同法第二十五条第三項若しくは第四十六条第四項の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定により許可若しくは認可を受け、又は届出をしたものとみなす。

2 第二種貨物利用運送事業を営む認定総合効率化事業者がその認定総合効率化計画の変更について第五条第一項の認定を受けたときは、当該認定総合効率化計画に記載された事業のうち、第二種貨物利用運送事業についての貨物利用運送事業法第二十五条第一項、第二十九条第一項若しくは第二項、第三十条第一項若しくは第四十六条第二項の認可を受け、又は同法第二十五条第三項、第三十一条、第四十六条第四項若しくは第四十八条の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定により認可を受け、又は届出をしたものとみなす。

3 認定総合効率化事業者が組合等である場合にあっては、当該認定総合効率化事業者が認定総合効率化計画に従つて行う第二種貨物利用運送事業であつて荷主を認定総合効率化事業者たる組合等の構成員に限定して行うものについては、貨物利用運送事業法第二十六条第一項及び第二十七条(同法第三十四条第二項において準用する場合を含む。)の規定は、適用しない。

4 認定総合効率化事業者たる第二種貨物利用運送事業者(貨物利用運送事業法第二十条の許可を受けた者をいう。)が認定総合効率化事業者たる他の運送事業者と認定総合効率化計画に従つて同法第三十四条第一項において準用する同法

第十一条に規定する運輸に関する協定を締結したときは、当該協定につき、あらかじめ、同項において準用する同条の規定による届出をしたものとみなす。認定総合効率化計画に従つてこれを変更したときも、同様とする。

(貨物自動車運送事業法の特例)
第十一条 総合効率化事業者がその総合効率化計画について第四条第一項の認定を受けたときは、当該総合効率化計画に記載された事業のうち、一般貨物自動車運送事業についての貨物自動車運送事業法第三条の許可若しくは同法第九条第一項の認可を受け、又は同条第三項の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定により許可若しくは認可を受け、又は届出をしたものとみなす。

2 一般貨物自動車運送事業を営む認定総合効率化事業者がその認定総合効率化計画の変更について第五条第一項の認定を受けたときは、当該認定総合効率化計画に記載された事業のうち、一般貨物自動車運送事業についての貨物自動車運送事業法第九条第一項、第三十条第一項若しくは第二項若しくは第三十一条第一項の認可を受け、又は同法第九条第三項若しくは第三十二条の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定により認可を受け、又は届出をしたものとみなす。

3 認定総合効率化事業者が組合等である場合にあっては、当該認定総合効率化事業者が認定総合効率化計画に従つて行う一般貨物自動車運送事業であつて荷主を認定総合効率化事業者たる組合等の構成員に限定して行うものについて

は、貨物自動車運送事業法第十条第一項及び第十一条の規定は、適用しない。

(港湾法の特例)

第十二条 総合効率化事業者がその総合効率化計画について第四条第一項の認定を受けたときは、当該総合効率化計画に記載された事業のうち、港湾流通拠点地区において特定流通業務施設の整備を行うに当たり港湾法第三十八条の二第一項の規定による届出をしなければならないものについては、同項の規定により届出をしたものとみなす。

2 前項の規定は、認定総合効率化事業者がその認定総合効率化計画について第五条第一項の認定を受けた場合について準用する。

(中小企業信用保険法の特例)

第十三条 中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)第三条第一項に規定する普通保険(以下「普通保険」という。)、同法第三条の二第一項に規定する無担保保険(以下「無担保保険」という。又は同法第三条の三第一項に規定する特別小口保険(以下「特別小口保険」という。))の保険関係であつて、流通業務総合効率化関連保証(同法第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する債務の保証であつて、認定総合効率化計画に記載された事業(以下「認定総合効率化事業」という。))に必要な資金に係るものをいう。以下同じ。を受けた中小企業者に係るものについての次の表の上欄に掲げる同法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

官 報 (号 外)

第三条第一項	保険価額の合計額が	流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第十三条第一項に規定する流通業務総合効率化関連保証(以下「流通業務総合効率化関連保証」という。)に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ
第三条の二第二項及び第三条の三第一項	保険価額の合計額が	流通業務総合効率化関連保証に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ
第三条の二第三項	当該借入金 の額のうち	流通業務総合効率化関連保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該借入金額のうちの
第三条の三第二項	当該借入金 の額のうち	流通業務総合効率化関連保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該借入金額のうちの
第三条の三第二項	当該保証をした 当該債務者	流通業務総合効率化関連保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該保証をした 流通業務総合効率化関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者

2 普通保険の保険関係であつて、流通業務総合効率化関連保証に係るものについての中小企業信用保険法第三条第二項及び第五条の規定の適用については、同法第三条第二項中「百分の七十」とあり、及び同法第五条中「百分の七十(無担保保険、特別小口保険、売掛金債権担保保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険及び特定社債保険にあつては、百分の八十)」とあるのは、「百分の八十」とする。

3 普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係であつて、流通業務総合効率化関連保証に係るものについての保険料の額は、中小企業信用保険法第四条の規定にかかわらず、保険金

額に年百分の二以内において政令で定める率を乗じて得た額とする。

(中小企業投資育成株式会社法の特例)

第十四条 中小企業投資育成株式会社は、中小企業投資育成株式会社法(昭和三十八年法律第一百号)第五条第一項各号に掲げる事業のほか、次に掲げる事業を行うことができる。

一 中小企業者が認定総合効率化事業を実施するために資本の額が三億円を超える株式会社を設立する際に発行する株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有

二 中小企業者のうち資本の額が三億円を超える株式会社認定総合効率化事業を実施するために必要とする資金の調達を図るために発

行する新株、新株予約権(商法明治三十二年法律第四十八号)第二百八十条ノ十九第一項に規定する新株予約権をいう。以下この条において同じ。)又は新株予約権付社債等(中小企業投資育成株式会社法第五項第二号に規定する新株予約権付社債等をいう。以下この条において同じ。)の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権(その行使により発行され、又は移転された株式を含む。)又は新株予約権付社債等の保有

2 前項第一号の規定による株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有並びに同項第二号の規定による新株、新株予約権又は新株予約権付社債等の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権(その行使により発行され、又は移転された株式を含む。)又は新株予約権付社債等の保有は、中小企業投資育成株式会社法の適用については、それぞれ同法第五項第一号及び第二号の事業とみなす。

第十三条第一項	前条第一号に掲げる業務	前条第一号に掲げる業務及び流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律(以下「流通業務総合効率化促進法」という)第十五条第一項第一号に掲げる業務
第十四条第二項	第十二条第一号に掲げる業務	第十二条第一号に掲げる業務及び流通業務総合効率化促進法第十五条第一項各号に掲げる業務
第十八条第一項、第十九条及び第二十条第一項第一号	第十二条各号に掲げる業務	第十二条各号に掲げる業務又は流通業務総合効率化促進法第十五条第一項各号に掲げる業務
第二十条第一項第三号	この章	この章若しくは流通業務総合効率化促進法

(食品流通構造改善促進法の特例)

第十五条 食品流通構造改善促進機構は、食品流通構造改善促進法第十二条各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務を行うことができる。

一 食品生産業者等が実施する認定総合効率化事業に必要な資金の借入れに係る債務の保証

二 食品生産業者等が実施する認定総合効率化事業に要する費用の一部を負担してする当該認定総合効率化事業への参加

三 認定総合効率化事業を実施する食品生産業者等の委託を受けてする認定総合効率化計画に従った特定流通業務施設設置の整備

四 食品生産業者等が実施する認定総合効率化事業に必要な資金のあつせん

五 前各号に掲げる業務に附帯する業務

2 前項の規定により食品流通構造改善促進機構の業務が行われる場合には、次の表の上欄に掲げる食品流通構造改善促進法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

(都市計画法等による処分についての配慮)

第十六条 国の行政機関の長又は都道府県知事は、認定総合効率化事業の実施のため都市計画法(昭和四十三年法律第百号)その他の法律の規定による許可その他の処分を求められたときは、当該認定総合効率化事業の用に供する特定流通業務施設の整備が円滑に行われるよう適切な配慮をするものとする。

(工場立地法による事務の実施についての配慮)

第十七条 国の行政機関の長又は都道府県知事は、認定総合効率化事業についての工場立地法(昭和三十四年法律第二十四号)に規定する事務の実施に当たっては、当該認定総合効率化事業の実施が環境への負荷の低減に資することにかんがみ、当該認定総合効率化事業の用に供する特定流通業務施設の整備が円滑に行われるよう適切な配慮をするものとする。

(資金の確保)

第十八条 国及び都道府県は、認定総合効率化事業に必要な資金の確保又はその融通のあつせんに努めるものとする。

2 前項の措置を講ずるに当たっては、他の事業者との連携又は事業の共同化を行う中小企業者に対する特別の配慮をするものとする。

(関係者の協力)

第十九条 認定総合効率化事業者の取引の相手方その他の関係者は、当該認定総合効率化事業の円滑な実施に協力するよう努めなければならない。

(国及び地方公共団体の措置)

第二十条 国及び地方公共団体は、流通業務の総合化及び効率化を促進するため、情報の提供、人材の養成その他の必要な措置を講ずるよう努め

るものとする。

2 国及び都道府県は、認定総合効率化事業者に対し、認定総合効率化事業の適確な実施に必要な助言及び協力を行うものとする。

第五章 雑則

(報告の徴収)

第二十一条 主務大臣は、認定総合効率化事業者に対し、認定総合効率化事業の実施状況について報告を求めることができる。

(主務大臣等)

第二十二条 この法律における主務大臣は、政令で定めるところにより、国土交通大臣、経済産業大臣又は農林水産大臣とする。

2 この法律における主務省令は、主務大臣の発する命令とする。

(都道府県が処理する事務)

第二十三条 この法律に規定する主務大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。

(権限の委任)

第二十四条 この法律による主務大臣の権限は、政令で定めるところにより、地方支分部局の長に委任することができる。

第六章 罰則

第二十五条 第二十一条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(中小企業流通業務効率化促進法の廃止)

第二条 中小企業流通業務効率化促進法(平成四年法律第六十五号)は、廃止する。

(中小企業流通業務効率化促進法の廃止に伴う経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の中小企業流通業務効率化促進法第四条第一項の認定を受けた事業協同組合等に関する計画の変更の認定及び認定の取消し、流通業務効率化関連保証についての中小企業信用保険法の特例、中小企業投資育成株式会社法の特例、貨物利用運送事業法の特例、貨物自動車運送事業法の特例並びに報告の徴収については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第四条 この法律の施行前にした附則第二条の規定による廃止前の中小企業流通業務効率化促進法第十八条に該当する違反行為及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合

におけるこの法律の施行後にした同法第十八条に該当する違反行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(検討)

第五条 政府は、この法律の施行後適当な時期において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(中小企業基本法の一部改正)

第六条 中小企業基本法(昭和三十八年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第二十七条第三項中、「中小企業流通業務効率化促進法(平成四年法律第六十五号)」を削り、「及び産業活力再生特別措置法(平成十一年法律第三十一号)」を、「産業活力再生特別措置法(平成十一年法律第三十一号)及び流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律(平成十七年法律第 号)」に改める。

(登録免許税法の一部改正)

第七条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一第三十六号中 三十六 道路運送事業の許可

を

三十六	道路運
(注)	流通業
律(平成	総合効率
自動車運	自動車運
自動車運	自動車運
場合にお	一項(総
効率化計	

送事業の許可

務の総合化及び効率化の促進に関する法
十七年法律第 号。以下「流通業務
化促進法」という。) 第十一條第一項(貨物
送事業の特例)の規定により一般貨物
送事業の許可を受けたものとみなされる
ける流通業務総合効率化促進法第四條第
合効率化計画の認定)の規定による総合
画の認定は、当該許可とみなす。

に改め、同表第三十八号中

三十八 倉庫業者の登録又

は認定

を

三十八 倉庫業者の登録若しくは変更登録又は認定
(注) 流通業務総合効率化促進法第八條(倉庫業法の
特例)の規定により倉庫業者の登録又は変更登録
を受けたものとみなされる場合における流通業務
総合効率化促進法第四條第一項(総合効率化計画
の認定)の規定による総合効率化計画の認定又は
流通業務総合効率化促進法第五條第一項(総合効
率化計画の変更の認定)の規定による総合効率化
計画の変更の認定は、当該登録又は変更登録とみ
なす。

に改め、同

表第四十一号の二中「中小企業流通業務効率化
促進法(平成四年法律第六十五号)第十一條第一
項(貨物利用運送事業の特例)又は」を削り、
「の規定により」を「又は流通業務総合効率化促
進法第九條第一項(貨物利用運送事業の特例)
の規定により」に改め、「中小企業流通業務効率
化促進法第四條第一項(効率化計画の認定)の規
定による効率化計画の認定又は」を削り、「認定
は、」を「認定又は流通業務総合効率化促進法第
四條第一項(総合効率化計画の認定)の規定によ
る総合効率化計画の認定は」に、「みなす」を「み

なし、流通業務総合効率化促進法第十條第一項
(貨物利用運送事業の特例)の規定により第二
種貨物利用運送事業の許可を受けたものとみな
される場合における流通業務総合効率化促進法
第四條第一項の規定による総合効率化計画の認
定は当該許可とみなす」に改める。
(登録免許税法の一部改正に伴う経過措置)
第八條 施行日前に受けた附則第二條の規定によ
る廃止前の中小企業流通業務効率化促進法第十
一條第一項の規定により第一種貨物利用運送事
業の登録を受けたものとみなされる場合におけ

る同法第四條第一項の規定による効率化計画の
認定に係る当該第一種貨物利用運送事業の登録
に係る登録免許税については、なお従前の例に
よる。

(貨物自動車運送事業法の一部改正)

第九條 貨物自動車運送事業法の一部を次のよう
に改正する。

第三十九條第五号中「この法律」の下に「及び
流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法
律(平成十七年法律第 号)」を加える。

第七十八條中「第七十二條から第七十四條ま
で」を「第七十一條、第七十三條、第七十四條」
に改める。

審査報告書

構造改革特別区域法の一部を改正する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決し
た。よつて要領書を添えて報告する。

平成十七年四月七日

内閣委員長 高嶋 良充

参議院議長 扇 千景殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、経済社会の構造改革を推進する
とともに地域の活性化を図るため、特定行刑施
設における収容及び処遇に関する事務の委託促
進事業に係る措置、公私協力学校設置事業に係
る措置その他の構造改革特別区域に係る法律の
特例に関する措置を追加しようとするもので
あつて、妥当な措置と認める。
なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法律施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法律施行に当たり、次の事項の実施の
ため、適切な措置を講ずべきである。

一、被収容者の人権の保障に資するため、法案第
十一條第一項各号の事務の内容を具体的に明示
するとともに、今後における行刑施設の事業の
民間開放に係る特例措置の検討に当たっては、
真に公務員が実施しなければならないものか民
間に開放できるものか十分精査のうえ対処する
こと。

二、刑務所で事務を民間委託するに当たっては、
委託事務従事者に対する人権教育の徹底を図る
とともに、刑務所長等の裁量によつて受刑者等
の人権が不必要に制約されないよう十分に配慮
すること。

また、受刑者等の個人情報保護に万全を期
すること。

三、矯正処遇の充実を図る行刑制度の抜本的な改
革がなされつつある現状にかんがみ、刑務所で
の事務の民間委託に伴う人員の再配置は、受刑
者の改善更生に資することを基本として行うこ
と。

四、地方公共団体が公私協力学校を設置するに当
たつては、ひとしく能力に応じて教育を受ける
機会を保障する国及び地方公共団体の責務を踏
まえ、授業料負担等の経済的な面、あるいは地
理的な面等の教育条件において生徒及び幼稚園
児が不利益を被らないよう十分配慮すること。
五、公私協力学校が公の財産を用いることにかん

がみ、策定される公私協力基本計画により、協
力学校法人の指定を厳格に行い、かつ、公私協
力学校の運営を継続的かつ安定的に行うことを
担保するとともに、指定された協力学校法人に
対して当該指定をなした地方公共団体の長が当
該学校の運営について適切な監督を行うことが
できるようにすること。

右決議する。

構造改革特別区域法の一部を改正する法律案
国会に提出する。

平成十七年三月十一日

内閣総理大臣 小泉純一郎

構造改革特別区域法の一部を改正する法律案
構造改革特別区域法の一部を改正する法律
構造改革特別区域法(平成十四年法律第百八十
九号)の一部を次のように改正する。

第十一条を第十一条の三とし、第四章中同条の
前に次の見出し及び二条を加える。

(監獄法等の特例)

第十一条 地方公共団体が、その設定する構造改
革特別区域内に特定行刑施設(監獄法明治四十
一年法律第二十八号)第一条第一項に規定する
監獄のうち、当該構造改革特別区域内にある関
係機関及び関係団体との緊密な連携が確保され
ていることその他の事情を勘案し、その施設の
運営に民間事業者の能力を活用することとして
も同法その他の法律の規定による被収容者の収
容及び処遇に関する事務の適正な遂行に支障を
及ぼすおそれなく、かつ、これを促進するこ

とにより将来にわたるその安定的な運営に資す
るものとして法務大臣が定める要件に該当する
ものをいう。以下この条及び別表第一号におい
て同じ。が所在し、かつ、当該構造改革特別区
域内における雇用機会の増大その他地域経済の
活性化を図るため、当該特定行刑施設において
当該構造改革特別区域内に事務所又は事業所を
有する民間事業者の能力を活用した運営が促進
されることが必要であると認めて内閣総理大臣
の認定を申請し、その認定を受けたときは、当
該認定の日以後は、当該特定行刑施設の長は、
当該特定行刑施設の所在地を管轄する矯正管区
の長(以下この条において「管轄矯正管区長」と
いう。)の登録を受けた法人(当該構造改革特別
区域内に事務所又は事業所を有するものに限
る。に、当該特定行刑施設並びにこれに付設さ
れた労務場及び監置場における事務のうち、次
に掲げるものの全部又は一部を委託して行うこ
とができる。

- 一 収容の開始に際して行う被収容者の着衣及
び所持品の検査、健康診断(結核予防法(昭
和二十六年法律第九十六号)第四条第一項
の規定によるものを含む。第四号において同
じ。)、写真の撮影並びに指紋の採取の実施
- 二 受刑者の分類のための調査の実施
- 三 被収容者の行動の監視及び施設の警備被
収容者の行動の制止その他の被収容者に対す
る有形力の行使を伴うものを除く。
- 四 被収容者の着衣、所持品及び監房の検査並
びに健康診断の実施(第一号に掲げるものを
除く。)
- 五 被収容者に課す作業に関する技術上の指導

監督及び職業訓練の実施

六 被収容者による文書及び図画の閲読の許可
の処分をするために必要な検査の補助

七 被収容者に係る信書の発受の許可の処分を
するために必要な検査の補助(信書の内容に
触れる者には当該信書の発受に係る個人を識
別することができないようにすることその他
の個人情報適正な取扱いを確保するための
方法として法務大臣が定める方法によるもの
に限る。)

八 被収容者の携帯する物の領置及び被収容者
に対する差入れの許可の処分をするために必
要な検査の実施

九 被収容者の領置物(金銭を除く。)の保管
その他前各号に掲げる事務に準ずるものと
して政令で定める事務

十 前項の登録は、法務省令で定めるところによ
り、委託を受けて同項各号に掲げる事務を行
うとする法人の申請により、その事務の範囲を
限って行う。

3 管轄矯正管区長は、前項の規定による申請を
した法人が次に掲げる要件のすべてに適合して
いるときは、その登録をしなければならない。

一 当該申請に係る事務を適正かつ確実に遂行
するに足りる知識及び能力並びに経理的基礎
を有する者であること。

二 第六項の規定により登録を取り消され、そ
の取消しの日から二年を経過しない者でない
こと。

三 役員(いかなる名称によるかを問わず、こ
れと同等以上の職権又は支配力を有する者を

含む。第五項において同じ。)のうちに次のい
ずれかに該当する者がいないこと。

イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産
手続開始の決定を受け復権を得ない者

ロ 禁錮以上の刑に処せられ、又は第八項の
規定に違反して罰金の刑に処せられ、その
執行を終わり、又は執行を受けることがな
くなった日から五年を経過しない者

ハ 暴力団員による不当な行為の防止等に関
する法律(平成三年法律第七十七号)第二
条第六号に規定する暴力団員(以下この号に
おいて「暴力団員」という。)又は暴力団員で
なくなつた日から五年を経過しない者

4 特定行刑施設の長は、第一項の規定による委
託をしたときは、その委託を受けた法人(以下
この条において「受託者」という。)に対し、当該
委託に係る事務(当該事務の適正な実施を確保
するために受託者が行うべき監査の事務を含
む。以下この条において「委託事務」という。)の
実施の基準その他必要な事項を示すものとす
る。

5 特定行刑施設の長は、受託者又は委託事務従
事者(受託者の役員又は職員その他の委託事務
に従事する者をいう。以下この条において同
じ。)が、第七項若しくは第八項の規定に違反
し、前項の規定により特定行刑施設の長が示し
た事項に違反し、又は委託事務に關し他の法令
の規定に違反した場合において、委託事務の適
正な実施が害されるおそれがあると認められる
ときは、受託者に対し、当該委託事務従事者を
委託事務に従事させない措置その他の必要な措

官 報 (号 外)

- 置をとるべきことを指示することができる。
- 6 管轄矯正管区長は、第一項の登録を受けた法人が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて委託事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。
- 一 不正な手段により第一項の登録を受けたとき。
- 二 第三項第一号又は第三号のいずれかに該当しないこととなったとき。
- 三 この条の規定若しくはこれに基づく命令又は前項の規定による指示に違反したとき。
- 7 受託者は、第三項第三号イからハまでのいずれかに該当する者を委託事務に従事させてはならない。
- 8 委託事務従事者又は委託事務従事者であった者は、その委託事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 9 委託事務従事者は、刑法明治四十年法律第四十五号(その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。
- 10 前各項に定めるもののほか、委託事務の実施に関し必要な事項は、法務省令で定める。
- 11 第八項の規定に違反して委託事務に関して知り得た秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
- 第十一条の二 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域内に特定行刑施設(監獄法第一条第一項に規定する監獄のうち、その施設内に国が開設した病院又は診療所(以下この条において「病院等」という。))の管理を公的医療機関開設者等(当該地方公共団体又は医療法昭和二十三年法律第二百五号第三十一条に規定する者その他政令で定める者であつて当該地方公共団体が指定するものをいう。以下この条において同じ。))に行わせることが当該特定行刑施設並びにこれに付設された労役場及び監置場における被収容者に対する適正な医療の確保に資するものと認めて法務大臣が指定したものをいう。以下この項及び別表第一号の二において同じ。))が所在し、かつ、当該構造改革特別区域内における医療の充実を図るため、当該特定行刑施設の建物の一部、設備、器械及び器具(以下この項において「診療設備等」という。))が被収容者以外の者に対する医療の提供のために利用されることが必要であると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、国は、公的医療機関開設者等に委託して当該特定行刑施設内の病院等の管理を行わせるとともに、被収容者の診療に支障のない範囲内で、当該公的医療機関開設者等に当該特定行刑施設の診療設備等を被収容者以外の者の診療のために利用させることができる。
- 2 法務大臣は、前項の委託に係る病院等の管理の適正を期するため、公的医療機関開設者等に対して、当該委託に係る事務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。
- 3 第一項の委託に係る病院等の管理の事務に従事する医師その他の従業者又はこれらであつた者が、当該事務の遂行に関して知り得た人の秘密を正当な理由がなく漏らしたときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
- 第十五条及び第十六条を次のように改める。
- 第十五条及び第十六条 削除
- 第十八条第一項中「昭和二十三年法律第二百五号」を削る。
- 第二十條を次のように改める。
- (私立学校法の特例)
- 第二十條 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域において、地域の特性に応じた高等学校又は幼稚園における教育の機会を提供するに当たり、その実現を図ろうとする教育の内容、当該教育に必要な教職員の編制並びに施設及び設備、地域における当該教育の需要の状況等に照らし、当該地方公共団体の協力により新たに設立される学校法人(私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)第三条に規定する学校法人をいう。以下この条において同じ。))が高等学校又は幼稚園を設置して当該地方公共団体との連携及び協力に基づき当該教育を実施することが、他の方法により当該教育の機会を提供するよりも、教育効果、効率性等の観点から適切であると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該教育を実施する高等学校又は幼稚園(以下この条及び別表第十号において「公私協力学校」という。))の設置及び運営を目的とする学校法人(以下この条において「協力学校法人」という。))を設立しようとする者であつて第五項の指定を受けたもの(第三項において「指定設立予定者」という。))が、所轄庁(同法第四条に規定する所轄庁をいう。以下この条において同じ。))に
- 対し、同法第三十条第一項の規定による寄附行為の認可を申請した場合においては、所轄庁は、同法第三十一条第一項の規定にかかわらず、当該寄附行為の認可を決定するに当たり、同法第二十五条第一項の要件に該当しているかどうかの審査を行わないものとする。
- 2 前項の寄附行為には、私立学校法第三十条第一項各号に掲げる事項のほか、当該寄附行為により設立する学校法人が協力学校法人である旨及びその設置する学校が公私協力学校である旨を定めなければならない。
- 3 第一項の認定を受けた地方公共団体(以下この条において「協力地方公共団体」という。))の長と協力学校法人の所轄庁とが異なる場合において、指定設立予定者又は協力学校法人が、所轄庁に対し、次に掲げる申請又は届出を行おうとするときは、協力地方公共団体の長を経由して行わなければならない。この場合において、協力地方公共団体の長は、当該申請又は届出に係る事項に関し意見を付すことができるものとし、所轄庁は、その意見に配慮しなければならない。
- 一 私立学校法第三十条第一項の規定による寄附行為の認可の申請
- 二 私立学校法第四十五条第一項又は第二項の規定による寄附行為の変更の認可の申請又は届出
- 三 私立学校法第五十条第二項の規定による解散についての認可又は認定の申請
- 四 学校教育法第四十一条の規定による学校の設置廃止、設置者の変更及び同項に規定す

- る政令で定める事項の認可の申請
- 4 協力地方公共団体の長は、公私協力学校の設置及び運営に関し、次に掲げる事項を定めた基本計画(以下この条において「公私協力基本計画」という。)を定め、これを公告しなければならない。
- 一 教育目標に関する事項
- 二 収容定員に関する事項
- 三 授業料等の納付金に関する事項
- 四 施設又は設備の整備及び運営に要する経費についての助成措置に関する事項
- 五 協力学校法人の解散に伴う残余財産の帰属に関する事項
- 六 その他公私協力学校の設置及び運営に関する重要事項として文部科学省令で定めるもの
- 5 前項の規定により公告された公私協力基本計画に基づき協力学校法人を設立しようとする者は、当該公告を行った協力地方公共団体の長に申し出て、その設立しようとする協力学校法人について、公私協力学校の設置及び運営を行うべき者としての指定を受けなければならない。
- 6 協力地方公共団体の長は、前項の申出に係る協力学校法人が、公私協力基本計画に基づく公私協力学校の設置を適正に行い、その運営を継続的かつ安定的に行うことができる能力を有するものであると認めるときでなければ、同項の指定をしてはならない。
- 7 協力地方公共団体の長は、地域における教育の需要の状況の変化その他の事情を考慮して必要があると認めるときは、協力学校法人に協議して、公私協力基本計画を変更することができる。
- 8 協力地方公共団体は、協力学校法人が公私協力学校の設置について学校教育法第四条第一項の規定による認可を受けた際に、当該協力学校法人が公私協力基本計画に基づき当該公私協力学校における教育を行うために施設又は設備の整備を必要とする場合には、当該公私協力基本計画に定めるところにより、当該協力学校法人に対し、当該施設若しくは設備を無償若しくは時価よりも低い対価で貸し付け、若しくは譲渡し、又は当該施設若しくは設備の整備に要する資金を出しを助するものとする。
- 9 前項の規定は、地方自治法第九十六条及び第二百三十七条から第二百三十八条の五までの規定の適用を妨げない。
- 10 協力学校法人は、毎会計年度、文部科学省令で定めるところにより、公私協力基本計画に基づき、当該年度における公私協力学校の運営に関する計画(以下この条において「公私協力年度計画」という。)及び収支予算を作成し、協力地方公共団体の長の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。
- 11 協力地方公共団体は、協力学校法人が公私協力年度計画を実施するに当たり、公私協力基本計画で定める授業料等の納付金による収入の額では、他の得ることが見込まれる収入の額を合算しても、なおその収支の均衡を図ることが困難となると認められる場合には、公私協力基本計画に定めるところにより、当該協力学校法人に対し、当該公私協力年度計画の円滑かつ確実な実施のために必要な額の補助金を交付するものとする。
- 12 私立学校振興助成法(昭和五十年法律第六十一号 第十二条(第三号に係る部分を除く。))及び第十四条第一項の規定は、第八項又は前項の規定により協力地方公共団体が協力学校法人に対し助成を行う場合について準用する。この場合において、同法第十二条中「所轄庁は、この法律の規定」とあるのは「協力地方公共団体(構造改革特別区域法平成十四年法律第八十九号)第二十條第三項に規定する協力地方公共団体」という。以下同じ。の長は、同条第八項又は第十一項の規定」と、「学校法人」とあるのは「協力学校法人(同条第一項に規定する協力学校法人をいう。以下同じ。)」と、同条第一号及び第二号中「学校法人」とあるのは「協力学校法人」と、同条第四号中「学校法人」とあるのは「協力学校法人」と、「所轄庁」とあるのは「協力地方公共団体の長」と、同法第十四条第一項中「第四条第一項又は第九条に規定する補助金の交付を受ける学校法人」とあるのは「構造改革特別区域法第二十條第八項又は第十一項の規定により助成を受ける協力学校法人」と、「作成しなければならない」とあるのは「作成し、協力地方公共団体の長に届け出なければならない」と読み替えるものとする。
- 13 協力地方公共団体の長と協力学校法人の所轄庁とが異なる場合において、協力地方公共団体の長及び協力学校法人の所轄庁は、相互に密接な連携を図りながら、協力学校法人に対し、前項において準用する私立学校振興助成法第十二条の規定による権限の行使その他の当該協力学校法人の業務の適切な運営を確保するための措置を講ずるものとする。
- 14 協力地方公共団体の長は、協力学校法人がその設置する公私協力学校の運営を公私協力基本計画に基づき適正かつ確実に実施することができなくなつたと認める場合においては、当該協力学校法人に対し、当該公私協力学校に係る第五項の指定を取り消すことができる。
- 15 協力学校法人は、前項の規定による指定の取消しの処分を受けたときは、当該処分に係る公私協力学校について、学校教育法第四条第一項の規定による廃止の認可を所轄庁に申請しなければならない。
- 16 協力地方公共団体の長は、第四項の規定による公私協力基本計画の策定及び第七項の規定による公私協力基本計画の変更並びに第十項の規定による公私協力年度計画及び収支予算の認可を行うおとるときは、あらかじめ、当該協力地方公共団体の教育委員会に協議しなければならない。
- 17 教育基本法(昭和二十二年法律第二十五号)第九条第二項の規定は、公私協力学校について準用する。
- 別表第一号中「第十一条」を「第十一条の二」に改め、同号を同表第一号の三とし、同号の前に次のように加える。
- | | | |
|-----|-------------------------------|--------|
| 一 | 特定行刑施設における収容及び処遇に関する事務の委託促進事業 | 第十一条 |
| 一の二 | 特定行刑施設における病院等の管理の委託促進事業 | 第十一条の二 |

別表第五号中「農業者研修教育施設の長による無料職業紹介事業」を「削除」に改め、同表第十号中「削除」を「公私協力学校設置事業」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十七年十月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の構造改革特別区域法(以下「旧特区法」という。)第十五条第一項の規定により行つてゐる無料の職業紹介事業については、同項の規定により同項に規定する教育施設の長がした届出

を職業安定法(昭和二十二年法律第四十一号)

第三十三条の四第一項の規定により地方公共団体が出した届出と、旧特区法第十五条第一項に規定する教育施設の長を職業安定法第三十三条の四第二項において準用する同法第三十二条の十四の規定により職業紹介責任者に選任された者とみなして、同法の規定を適用する。

(登録免許税法の一部改正)

第三条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一第五十三号の次に次のように加える。

五十三の二 特定行刑施設に係る事業者の登録

構造改革特別区域法(平成十四年法律第八十九号)第十一条第一項(特定行刑施設に係る事業者の登録)の登録

登録件数

一件につき十
五万円

(国際受刑者移送法の一部改正)

第四条 国際受刑者移送法(平成十四年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

第二十一条中「並びに犯罪者予防更生法」を「犯罪者予防更生法」に改め、「第六十条まで」の下に「並びに構造改革特別区域法(平成十四年法律第八十九号)第十一条及び第十二条の二」を加える。

賛成者氏名

二一〇名

投票者氏名
日程第一 携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信業務の不正な利用の防止に関する法律案(衆議院提出)

阿部 正俊君	青木 幹雄君
秋元 司君	浅野 勝人君
荒井 正吾君	荒井 広幸君
泉 信也君	市川 一朗君
岩永 浩美君	魚住 汎英君
小野 清子君	尾辻 秀久君
大仁田 厚君	大野つや子君
太田 豊秋君	岡田 直樹君
岡田 広君	荻原 健司君
加治屋義人君	加納 時男君
狩野 安君	景山俊太郎君
片山虎之助君	金田 勝年君
亀井 郁夫君	河合 常則君

木村 仁君	岸 宏一君	山谷えり子君	山本 一太君
岸 信夫君	北岡 秀二君	山本 順三君	吉田 博美君
北川イッセイ君	杵掛 哲男君	吉村剛太郎君	若林 正俊君
国井 正幸君	倉田 寛之君	脇 雅史君	足立 信也君
小泉 昭男君	小泉 顕雄君	浅尾慶一郎君	朝日 俊弘君
小斉平敏文君	後藤 博子君	伊藤 基隆君	家西 悟君
鴻池 祥肇君	佐藤 昭郎君	池口 修次君	今泉 昭君
佐藤 泰三君	坂本由紀子君	岩本 司君	江田 五月君
清水嘉与子君	椎名 一保君	小川 勝也君	小川 敏夫君
陣内 孝雄君	末松 信介君	尾立 源幸君	大石 正光君
鈴木 政二君	世耕 弘成君	大江 康弘君	大久保 勉君
関口 昌一君	関谷 勝嗣君	大塚 耕平君	岡崎トミ子君
田浦 直君	田中 直紀君	加藤 敏幸君	神本美恵子君
田村 公平君	田村耕太郎君	木俣 佳文君	喜納 昌吉君
竹山 裕君	武見 敬三君	北澤 俊美君	工藤堅太郎君
段本 幸男君	常田 享詳君	郡司 彰君	小林 正夫君
鶴保 庸介君	中川 雅治君	小林 元君	奥石 東君
中川 義雄君	中島 啓雄君	佐藤 泰介君	佐藤 道夫君
中島 真人君	中曾根弘文君	佐藤 雄平君	櫻井 充君
中原 爽君	中村 博彦君	芝 博一君	島田智哉子君
二之湯 智君	西島 英利君	下田 敦子君	主濱 了君
野上浩太郎君	野村 哲郎君	榛葉賀津也君	鈴木 寛君
長谷川憲正君	橋本 聖子君	田名部匡省君	田村 秀昭君
林 芳正君	福島啓史郎君	高嶋 良充君	谷 博之君
藤井 基之君	藤野 公孝君	千葉 景子君	シラシ マルティ君
真鍋 賢二君	舩添 要一君	津田弥太郎君	辻 泰弘君
松田 岩夫君	松村 祥史君	富岡由紀夫君	那谷屋正義君
松村 龍二君	松山 政司君	内藤 正光君	直嶋 正行君
三浦 一水君	溝手 顕正君	西岡 武夫君	羽田雄一郎君
森元 恒雄君	矢野 哲朗君	白 眞勲君	林 久美子君
山内 俊夫君	山崎 力君	平田 健二君	平野 達男君
山崎 正昭君	山下 英利君	広田 一君	広中和歌子君

反対者氏名		賛成者氏名	
○名		日程第二 社会保険労務士法の一部を改正する法律案(内閣提出)	
広野ただし君	福山 哲郎君	阿部 正俊君	常田 享詳君
藤本 祐司君	藤原 正司君	青木 幹雄君	中川 雅治君
前川 清成君	松井 孝治君	浅野 勝人君	中島 啓雄君
松岡 徹君	松下 新平君	荒井 正吾君	中曾根弘文君
円より子君	水岡 俊一君	荒井 信也君	中村 博彦君
峰崎 直樹君	森 ゆうこ君	市川 一朗君	西島 英利君
築瀬 進君	柳澤 光美君	魚住 汎英君	野村 哲郎君
柳田 稔君	山下八洲夫君	大仁田 厚君	橋本 聖子君
山根 隆治君	山本 孝史君	岡田 豊秋君	福島啓史郎君
蓮 舫君	和田ひろ子君	岡田 直樹君	藤野 公孝君
若林 秀樹君	魚住裕一郎君	荻原 健司君	舛添 要一君
浮島とも子君	草川 昭三君	加納 時男君	松村 祥史君
木庭健太郎君	澤 雄二君	加山 俊太郎君	松山 政司君
遠山 清彦君	西田 実仁君	金田 勝年君	溝手 顕正君
浜田 昌良君	浜四津敏子君	河合 常則君	矢野 哲朗君
弘友 和夫君	福本 潤一君	岸 宏一君	山崎 力君
松 あきら君	山口那津男君	北岡 秀二君	山下 英利君
山下 栄一君	山本 香苗君	倉掛 哲男君	山本 一太君
山本 保君	渡辺 孝男君	倉田 寛之君	吉田 博美君
鰐淵 洋子君	井上 哲士君	小泉 昭雄君	若林 正俊君
市田 忠義君	緒方 靖夫君	小泉 顕雄君	足立 信也君
紙 智子君	小池 晃君	後藤 博子君	朝日 俊弘君
小林美恵子君	大門実紀史君	佐藤 昭郎君	家西 悟君
吉川 春子君	大田 昌秀君	坂本由紀子君	今泉 昭君
近藤 正道君	福島みずほ君	椎名 一保君	江田 五月君
洲上 貞雄君	又市 征治君	末松 信介君	小川 敏夫君
糸数 慶子君	黒岩 宇洋君	世耕 弘成君	大石 正光君
鈴木 陽悦君	角田 義一君	関谷 勝嗣君	大久保 勉君
		田中 直紀君	岡崎トミ子君
		田村耕太郎君	神本美恵子君
		武見 敏三君	喜納 昌吉君
			段本 幸男君
			竹山 裕君
			岸 信夫君
			北川イツセイ君
			国井 正幸君
			小泉 昭男君
			小泉 平敏文君
			鴻池 祥肇君
			佐藤 泰三君
			清水嘉与子君
			陣内 孝雄君
			鈴木 政二君
			関口 昌一君
			田浦 直君
			田村 公平君
			竹山 裕君
			段本 幸男君
			喜納 昌吉君
			北澤 俊美君
			木俣 佳丈君
			加藤 敏幸君
			大塚 耕平君
			大江 康弘君
			尾立 源幸君
			小川 勝也君
			岩本 司君
			池口 修次君
			伊藤 基隆君
			浅尾慶一郎君
			脇 雅史君
			吉村剛太郎君
			山本 順三君
			山谷えり子君
			山崎 正昭君
			山内 俊夫君
			森元 恒雄君
			三浦 一水君
			松村 龍二君
			松田 岩夫君
			真鍋 賢二君
			藤井 基之君
			林 芳正君
			長谷川憲正君
			野上浩太郎君
			二之湯 智君
			中村 博彦君
			中島 眞人君
			中原 爽君
			中島 義雄君
			中川 庸介君
			中川 雅治君
			中島 啓雄君
			中曾根弘文君
			中村 博彦君
			西島 英利君
			野村 哲郎君
			橋本 聖子君
			福島啓史郎君
			藤野 公孝君
			舛添 要一君
			松村 祥史君
			松山 政司君
			溝手 顕正君
			矢野 哲朗君
			山崎 力君
			山下 英利君
			山本 一太君
			吉田 博美君
			若林 正俊君
			足立 信也君
			朝日 俊弘君
			家西 悟君
			今泉 昭君
			江田 五月君
			小川 敏夫君
			大石 正光君
			大久保 勉君
			岡崎トミ子君
			神本美恵子君
			喜納 昌吉君
			北澤 俊美君
			木俣 佳丈君
			加藤 敏幸君
			大塚 耕平君
			大江 康弘君
			尾立 源幸君
			小川 勝也君
			岩本 司君
			池口 修次君
			伊藤 基隆君
			浅尾慶一郎君
			脇 雅史君
			吉村剛太郎君
			山本 順三君
			山谷えり子君
			山崎 正昭君
			山内 俊夫君
			森元 恒雄君
			三浦 一水君
			松村 龍二君
			松田 岩夫君
			真鍋 賢二君
			藤井 基之君
			林 芳正君
			長谷川憲正君
			野上浩太郎君
			二之湯 智君
			中村 博彦君
			中島 眞人君
			中原 爽君
			中島 義雄君
			中川 庸介君
			中川 雅治君
			中島 啓雄君
			中曾根弘文君
			中村 博彦君
			西島 英利君
			野村 哲郎君
			橋本 聖子君
			福島啓史郎君
			藤野 公孝君
			舛添 要一君
			松村 祥史君
			松山 政司君
			溝手 顕正君
			矢野 哲朗君
			山崎 力君
			山下 英利君
			山本 一太君
			吉田 博美君
			若林 正俊君
			足立 信也君
			朝日 俊弘君
			家西 悟君
			今泉 昭君
			江田 五月君
			小川 敏夫君
			大石 正光君
			大久保 勉君
			岡崎トミ子君
			神本美恵子君
			喜納 昌吉君
			北澤 俊美君
			木俣 佳丈君
			加藤 敏幸君
			大塚 耕平君
			大江 康弘君
			尾立 源幸君
			小川 勝也君
			岩本 司君
			池口 修次君
			伊藤 基隆君
			浅尾慶一郎君
			脇 雅史君
			吉村剛太郎君
			山本 順三君
			山谷えり子君
			山崎 正昭君
			山内 俊夫君
			森元 恒雄君
			三浦 一水君
			松村 龍二君
			松田 岩夫君
			真鍋 賢二君
			藤井 基之君
			林 芳正君
			長谷川憲正君
			野上浩太郎君
			二之湯 智君
			中村 博彦君
			中島 眞人君
			中原 爽君
			中島 義雄君
			中川 庸介君
			中川 雅治君
			中島 啓雄君
			中曾根弘文君
			中村 博彦君
			西島 英利君
			野村 哲郎君
			橋本 聖子君
			福島啓史郎君
			藤野 公孝君
			舛添 要一君
			松村 祥史君
			松山 政司君
			溝手 顕正君
			矢野 哲朗君
			山崎 力君
			山下 英利君
			山本 一太君
			吉田 博美君
			若林 正俊君
			足立 信也君
			朝日 俊弘君
			家西 悟君
			今泉 昭君
			江田 五月君
			小川 敏夫君
			大石 正光君
			大久保 勉君
			岡崎トミ子君
			神本美恵子君
			喜納 昌吉君
			北澤 俊美君
			木俣 佳丈君
			加藤 敏幸君
			大塚 耕平君
			大江 康弘君
			尾立 源幸君
			小川 勝也君
			岩本 司君
			池口 修次君
			伊藤 基隆君
			浅尾慶一郎君
			脇 雅史君
			吉村剛太郎君
			山本 順三君
			山谷えり子君
			山崎 正昭君
			山内 俊夫君
			森元 恒雄君
			三浦 一水君
			松村 龍二君
			松田 岩夫君
			真鍋 賢二君
			藤井 基之君
			林 芳正君
			長谷川憲正君
			野上浩太郎君
			二之湯 智君
			中村 博彦君
			中島 眞人君
			中原 爽君
			中島 義雄君
			中川 庸介君
			中川 雅治君
			中島 啓雄君
			中曾根弘文君
			中村 博彦君
			西島 英利君
			野村 哲郎君
			橋本 聖子君
			福島啓史郎君
			藤野 公孝君
			舛添 要一君
			松村 祥史君
			松山 政司君
			溝手 顕正君
			矢野 哲朗君
			山崎 力君
			山下 英利君
			山本 一太君
			吉田 博美君
			若林 正俊君
			足立 信也君
			朝日 俊弘君
			家西 悟君
			今泉 昭君
			江田 五月君
			小川 敏夫君
			大石 正光君
			大久保 勉君
			岡崎トミ子君
			神本美恵子君
			喜納 昌吉君
			北澤 俊美君
			木俣 佳丈君
			加藤 敏幸君
			大塚 耕平君
			大江 康弘君
			尾立 源幸君
			小川 勝也君
			岩本 司君
			池口 修次君
			伊藤 基隆君
			浅尾慶一郎君
			脇 雅史君
			吉村剛太郎君
			山本 順三君
			山谷えり子君
			山崎 正昭君
			山内 俊夫君
			森元 恒雄君
			三浦 一水君
			松村 龍二君
			松田 岩夫君
			真鍋 賢二君
			藤井 基之君
			林 芳正君
			長谷川憲正君
			野上浩太郎君
			二之湯 智君
			中村 博彦君
			中島 眞人君
			中原 爽君
			中島 義雄君
			中川 庸介君
			中川 雅治君
			中島 啓雄君
			中曾根弘文君
			中村 博彦君
			西島 英利君
			野村 哲郎君
			橋本 聖子君
			福島啓史郎君
			藤野 公孝君
			舛添 要一君
			松村 祥史君
			松山 政司君
			溝手 顕正君
			矢野 哲朗君
			山崎 力君
			山下 英利君
			山本 一太君
			吉田 博美君
			若林 正俊君
			足立 信也君
			朝日 俊弘君
			家西 悟君
			今泉 昭君
			江田 五月君
			小川 敏夫君
			大石 正光君
			大久保 勉君
			岡崎トミ子君
			神本美恵子君
			喜納 昌吉君
			北澤 俊美君
			木俣 佳丈君
			加藤 敏幸君
			大塚 耕平君
			大江 康弘君
			尾立 源幸君
			小川 勝也君
			岩本 司君
			池口 修次君
			伊藤 基隆君
			浅尾慶一郎君
			脇 雅史君
			吉村剛太郎君
			山本 順三君
			山谷えり子君
			山崎 正昭君
			山内 俊夫君
			森元 恒雄君
			三浦 一水君
			松村 龍二君
			松田 岩夫君
			真鍋 賢二君
			藤井 基之君
			林 芳正君
			長谷川憲正君
			野上浩太郎君
			二之湯 智君
			中村 博彦君
			中島 眞人君
			中原 爽君
			中島 義雄君
			中川 庸介君
			中川 雅治君
			中島 啓雄君
			中曾根弘文君
			中村 博彦君
			西島 英利君
			野村 哲郎君
			橋本 聖子君
			福島啓史郎君
			藤野 公孝君

反対者氏名

○名

浜四津敏子君 弘友 和夫君
 福本 潤一君 松 あきら君
 山口那津男君 山下 栄一君
 山本 香苗君 山本 保君
 渡辺 孝男君 鰐淵 洋子君
 井上 哲士君 市田 忠義君
 緒方 靖夫君 紙 智子君
 小池 晃君 小林美恵子君
 大門実紀史君 吉川 春子君
 大田 昌秀君 近藤 正道君
 福島みずほ君 淵上 貞雄君
 又市 征治君 糸数 慶子君
 黒岩 宇洋君 鈴木 陽悦君
 角田 義一君

日程第三 流通業務の総合化及び効率化の促進に
 関する法律案(内閣提出)

賛成者氏名

一九五名

阿部 正俊君 青木 幹雄君
 秋元 司君 浅野 勝人君
 荒井 正吾君 荒井 広幸君
 泉 信也君 市川 一朗君
 岩永 浩美君 魚住 汎英君
 小野 清子君 大仁田 厚君
 大野つや子君 太田 豊秋君
 岡田 直樹君 岡田 広君
 荻原 健司君 加治屋義人君
 加納 時男君 狩野 安君
 景山俊太郎君 片山虎之助君
 金田 勝年君 亀井 郁夫君

河合 常則君 木村 仁君
 岸 宏一君 岸 信夫君
 北岡 秀二君 北川イツセイ君
 倉掛 哲男君 国井 正幸君
 倉田 寛之君 小泉 昭男君
 小泉 顕雄君 小斉平敏文君
 後藤 博子君 鴻池 祥肇君
 佐藤 昭郎君 佐藤 泰三君
 坂本由紀子君 清水嘉与子君
 椎名 一保君 陣内 孝雄君
 末松 信介君 鈴木 政二君
 世耕 弘成君 関口 昌一君
 関谷 勝嗣君 田浦 直君
 田中 直紀君 田村 公平君
 田村耕太郎君 竹山 裕君
 武見 敏三君 段本 幸男君
 常田 享詳君 鶴保 庸介君
 中川 雅治君 中川 義雄君
 中島 啓雄君 中島 眞人君
 中曽根弘文君 中原 爽君
 中村 博彦君 二之湯 智君
 西島 英利君 野上浩太郎君
 野村 哲郎君 長谷川憲正君
 橋本 聖子君 林 芳正君
 福島啓史郎君 藤井 基之君
 藤野 公孝君 真鍋 賢二君
 舩添 要一君 松田 岩夫君
 松村 祥史君 松村 龍二君
 松山 政司君 三浦 一水君
 溝手 顕正君 森元 恒雄君
 矢野 哲朗君 山内 俊夫君
 山崎 力君 山崎 正昭君

山下 英利君 山谷えり子君
 山本 一太君 山本 順三君
 吉田 博美君 吉村剛太郎君
 若林 正俊君 脇 雅史君
 足立 信也君 浅尾慶一郎君
 朝日 俊弘君 伊藤 基隆君
 家西 悟君 池口 修次君
 今泉 昭君 岩本 司君
 江田 五月君 小川 勝也君
 小川 敏夫君 尾立 源幸君
 大石 正光君 大江 康弘君
 大久保 勉君 大塚 耕平君
 岡崎トミ子君 加藤 敏幸君
 神本美恵子君 木俣 佳文君
 喜納 昌吉君 北澤 俊美君
 工藤堅太郎君 郡司 彰君
 小林 正夫君 小林 元君
 輿石 東君 佐藤 泰介君
 佐藤 道夫君 佐藤 雄平君
 櫻井 充君 芝 博一君
 島田智哉子君 下田 敦子君
 主演 了君 榛葉賀津也君
 鈴木 寛君 田名部匡省君
 田村 秀昭君 高嶋 良充君
 谷 博之君 千葉 景子君
 ツルシマルテイ君 津田弥太郎君
 辻 泰弘君 富岡由紀夫君
 那谷屋正義君 内藤 正光君
 直嶋 正行君 西岡 武夫君
 羽田雄一郎君 白 眞勲君
 林 久美子君 平田 健二君
 平野 達男君 広田 一君

反対者氏名

一四名

井上 哲士君 市田 忠義君
 緒方 靖夫君 紙 智子君
 小池 晃君 小林美恵子君
 大門実紀史君 吉川 春子君
 大田 昌秀君 近藤 正道君
 福島みずほ君 淵上 貞雄君
 又市 征治君 糸数 慶子君

広中和歌子君 広野ただし君
 福山 哲郎君 藤本 祐司君
 藤原 正司君 前川 清成君
 松井 孝治君 松岡 徹君
 松下 新平君 円 より子君
 水岡 俊一君 峰崎 直樹君
 森 ゆうこ君 築瀬 進君
 柳澤 光美君 柳田 稔君
 山下八洲夫君 山根 隆治君
 山本 孝史君 蓮 舫君
 和田ひろ子君 若林 秀樹君
 魚住裕一郎君 浮島とも子君
 草川 昭三君 木庭健太郎君
 澤 雄二君 遠山 清彦君
 西田 実仁君 浜田 昌良君
 浜四津敏子君 弘友 和夫君
 福本 潤一君 松 あきら君
 山口那津男君 山下 栄一君
 山本 香苗君 山本 保君
 渡辺 孝男君 鰐淵 洋子君
 黒岩 宇洋君 鈴木 陽悦君
 角田 義一君

日程第四 構造改革特別区域法の一部を改正する
法律案(内閣提出)

賛成者氏名

一九八名

阿部 正俊君 青木 幹雄君
秋元 司君 浅野 勝人君
荒井 正吾君 荒井 広幸君
泉 信也君 市川 一朗君
岩永 浩美君 魚住 汎英君
小野 清子君 大仁田 厚君
大野つや子君 太田 豊秋君
岡田 直樹君 岡田 広君
荻原 健司君 加治屋義人君
加納 時男君 狩野 安君
景山俊太郎君 片山虎之助君
金田 勝年君 亀井 郁夫君
河合 常則君 木村 仁君
岸 宏一君 岸 信夫君
北岡 秀二君 北川イツセイ君
倉掛 哲男君 国井 正幸君
倉田 寛之君 小泉 昭男君
小泉 顕雄君 小斉平敏文君
後藤 博子君 鴻池 祥肇君
佐藤 昭郎君 佐藤 泰三君
坂本由紀子君 清水嘉与子君
椎名 一保君 陣内 孝雄君
末松 信介君 鈴木 政二君
世耕 弘成君 関口 昌一君
関谷 勝嗣君 田浦 直君
田中 直紀君 田村 公平君
田村耕太郎君 竹山 裕君
武見 敬三君 段本 幸男君
常田 享詳君 鶴保 庸介君

中川 雅治君 中島 啓雄君
中曾根弘文君 中村 博彦君
西島 英利君 野村 哲郎君
橋本 聖子君 福島啓史郎君
藤野 公孝君 舩添 要一君
松村 祥史君 松山 政司君
溝手 顕正君 矢野 哲朗君
山崎 力君 山下 英利君
山本 一太君 吉田 博美君
若林 正俊君 足立 信也君
朝日 俊弘君 家西 悟君
今泉 昭君 江田 五月君
小川 敏夫君 大石 正光君
大久保 勉君 岡崎トミ子君
神本美恵子君 喜納 昌吉君
工藤堅太郎君 小林 元君

中川 義雄君 中島 眞人君
中原 爽君 二之湯 智君
野上浩太郎君 長谷川憲正君
林 芳正君 藤井 基之君
真鍋 賢二君 松田 岩夫君
松村 龍二君 三浦 一水君
森元 恒雄君 山内 俊夫君
山崎 正昭君 山谷えり子君
山本 順三君 吉村剛太郎君
脇 雅史君 浅尾慶一郎君
伊藤 基隆君 池口 修次君
岩本 司君 小川 勝也君
尾立 源幸君 大江 康弘君
大塚 耕平君 加藤 敏幸君
木俣 佳丈君 北澤 俊美君
郡司 彰君 奥石 東君

佐藤 泰介君 佐藤 雄平君
芝 博一君 主濱 了君
鈴木 寛君 田村 秀昭君
谷 博之君 シルン・マルチ君
辻 泰弘君 那谷屋正義君
直嶋 正行君 白 眞勲君
平田 健二君 広田 一君
広野ただし君 藤本 祐司君
前川 清成君 松岡 徹君
円 より子君 峰崎 直樹君
築瀬 進君 柳田 稔君
山根 隆治君 蓮 舩君
若林 秀樹君 浮島とも子君
木庭健太郎君 遠山 清彦君
浜田 昌良君 弘友 和夫君
松 あきら君 山下 栄一君

佐藤 道夫君 櫻井 充君
島田智哉子君 榎葉賀津也君
田名部匡省君 高嶋 良充君
千葉 景子君 津田弥太郎君
富岡由紀夫君 内藤 正光君
羽田雄一郎君 林 久美子君
平野 達男君 広中和歌子君
福山 哲郎君 藤原 正司君
松井 孝治君 松下 新平君
水岡 俊一君 森 ゆうこ君
柳澤 光美君 山下八洲夫君
山本 孝史君 和田ひろ子君
魚住裕一郎君 草川 昭三君
澤 雄二君 西田 実仁君
浜四津敏子君 福本 潤一君
山口那津男君 山本 香苗君

反対者氏名

八名

山本 保君 渡辺 孝男君
近藤 洋子君 大田 昌秀君
近藤 正道君 福島みずほ君
洲上 貞雄君 又市 征治君
糸数 慶子君 黒岩 宇洋君
鈴木 陽悦君 角田 義一君
井上 哲士君 市田 忠義君
緒方 靖夫君 紙 智子君
小池 晃君 小林美恵子君
大門実紀史君 吉川 春子君

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	
〒一〇五―八四四五 東京都港区虎ノ門二丁目 二番四号 独立行政法人国立印刷局	
電 話	
03 (3587) 4294	
定 価	
（本体）	本号一部
一〇円	二五円